

高岡地域共生あっかりプラン

第3期高岡市地域福祉計画
(令和3年度～令和8年度)

支え合い、『あっかり』して生活できる
地域共生社会を目指して

高 岡 市

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景	1
2 高岡市地域福祉計画とは	2
第2章 高岡市の地域福祉を取り巻く環境	10
1 人口・世帯数の推移	10
2 出生数・出生率の推移	10
3 高齢者数・高齢化率の推移	11
4 前期・後期別高齢者人口	11
5 1世帯当たりの人員の推移	12
6 男女別平均寿命、健康寿命、不健康期間の年次推移	13
7 障がい者手帳所持者数の推移	15
8 地区別人口の推移	15
9 地区別高齢化率	16
10 高岡市の年齢3区分別人口の将来展望	17
11 地区別外国籍市民の人口推移	18
12 地域における福祉・保健人材	19
第3章 地域福祉推進のための施策の展開	20
基本目標1 助け合い、支え合える地域をつくろう。 (地域づくり)	24
1 地域での見守り・声かけ体制づくり	24
2 安全・安心の地域づくり	26
3 誰もが集える場所・機会づくり	27
基本目標2 みんなの暮らしはみんなで支えよう。 (仲間づくり)	30
1 地域福祉に対する意識の醸成	30
2 地域福祉を支える人づくり	32
3 ボランティア・NPO活動の促進	34

基本目標 3 一人ひとりの暮らしを大切に作るしくみをつくろう。 (しくみづくり)	36
1 福祉サービス・保健事業の充実と適切に利用できるしくみづくり	36
2 自立と社会参加を進める体制づくり	37
3 あらゆる地域生活課題に対応する 包括的で重層的な相談・支援体制の強化	40
4 高岡型地域福祉ネットワークの推進 地域共生社会の実現に向けた 高岡型の包括的で重層的な相談・支援体制イメージ図	42 43
第 4 章 計画の推進	44
1 計画の推進体制	44
2 計画の進行管理	46
参考資料	
1 計画の策定経過	47
2 高岡市福祉のまちづくり推進委員会規則	48
3 委員名簿	50
4 用語解説	51

第1章 計画策定に当たって

① 計画策定の背景

(1) 地域社会の変化

わが国では、共働き世帯や非正規労働者の増加などの雇用・就業状況の変化のほか、個人の価値観・ライフスタイルの多様化などさまざまな理由により、家族の規模が縮小化し少子高齢化が進展してきました。これに伴い家族や地域のあり方が変化し、かつてのような家族や地域による育児、介護等の支援力が低下する一方で、社会への福祉ニーズが増大しています。

近年では、いわゆる 8050 問題やダブルケア、孤立、ひきこもりなど個人や世帯が抱える生きづらさやリスクが複雑化・複合化しています。このような事例に対しては、従来の高齢者、障がい者、子どもといった対象者ごとの縦割りの福祉サービスでは解決が難しくなっており、官民の分野を超えて連携し、対象者の状況に応じて包括的に相談・支援していく必要があります。

さらには、新型コロナウイルス感染症の流行に伴うこれからの生活様式の変化が、高齢者や障がい者の孤立、子どもへの心身の影響、減収や失業による生活困窮状態などの課題をさらに助長するおそれがあります。このような状況を捉えながら、心身の健康保持と地域のつながりを絶やさない取組みを推進していくことも重要です。

(2) 地域福祉に関する国の施策方針

社会情勢に合わせて国の福祉施策の方針も変化しています。

平成 28 年には、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が設置され、このなかで制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指すこととされました。

「地域共生社会」とは、高齢者・障がい者・子どもなど全ての人々が地域、暮らし、生きがいをともに創り、高めあうことを目指す社会であるとされています。これまで、高齢者への支援に特化されがちであった「地域包括ケアシステム」を深化・拡大させ、障がい者、子ども等への支援にも対象を広げるとともに、複合化した課題にも対応できる体制を構築していくことが「地域共生社会」の実現につながっていくと考えられています。

また、地域の中で課題を抱えた人に対し「自分には関係ない」と他人事の

ように接するのではなく、地域住民と一緒に解決に取り組むことで「他人事ではない」や「お互い様」といった気持ちを醸成し、支援の「受け手」「支え手」に分かれることなく、誰もが役割を持てるように参加の場や就労の場を地域に見出していくことも、「地域共生社会」の実現に必要とされています。

さらには、認知症や精神の障がいなどにより判断能力が不十分な人たちの権利や財産を守るための成年後見制度の利用促進や、犯罪や非行から立ち直ろうとする人の生きづらさに対応し再犯を防止するための施策の推進が市町村に求められてきています。

※地域共生社会のイメージ図（出典：厚生労働省ホームページ）

地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制

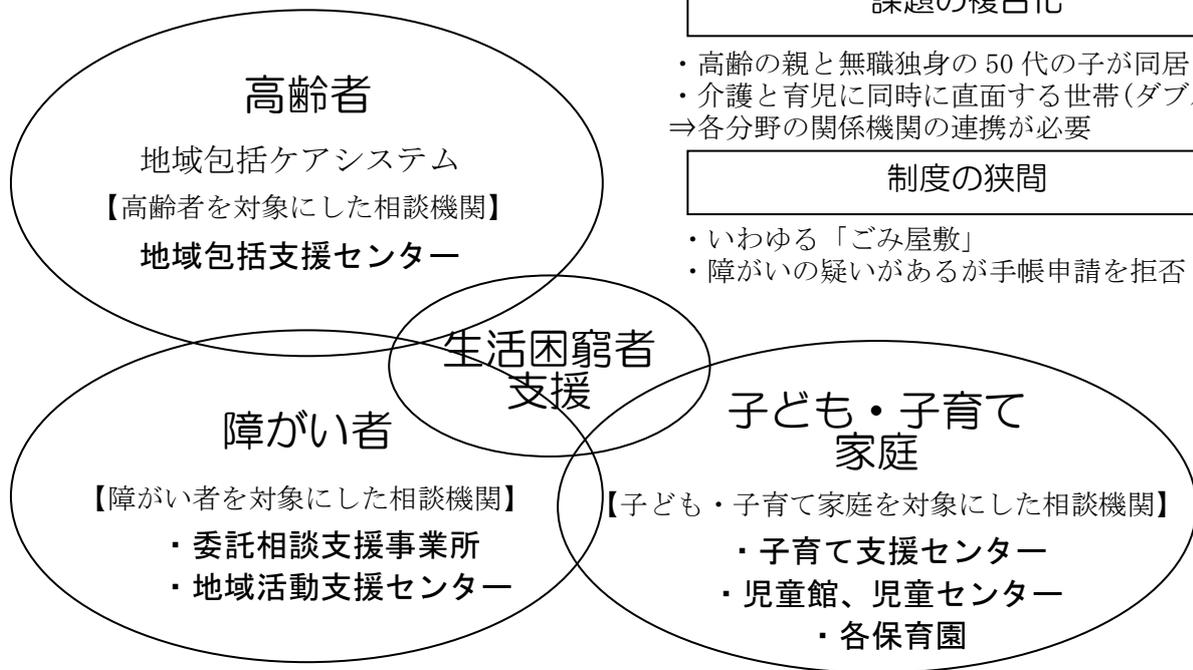
○既存の制度による解決が困難な課題

課題の複合化

- ・高齢の親と無職独身の50代の子が同居(8050)
 - ・介護と育児に同時に直面する世帯(ダブルケア)等
- ⇒各分野の関係機関の連携が必要

制度の狭間

- ・いわゆる「ごみ屋敷」
- ・障がいの疑いがあるが手帳申請を拒否等



土台としての地域力の強化
「他人事」ではなく「我が事」と考える地域づくり

(3) 高岡市の福祉を取り巻く状況

第3期高岡市地域福祉計画の策定に当たり実施した福祉関係団体・機関(208団体等)へのヒアリング調査では、「身近な地域における支え合いの基盤の弱体化」「地域福祉の担い手の不足」「地域での孤立の潜在化」「福祉教育の必要性」「地域における世代間交流や居場所づくりが必要」などの声がありました。

また、平成30年度に高岡市福祉のまちづくり推進委員会がとりまとめた「地域福祉のあり方に関する報告書」では、「地域福祉の担い手の役割の整理」のほか、地域に必要な「集い、健康づくり・介護予防、生きがいつくり、多世代交流の4つの機能の確保」といった今後取り組むべき方向性が示されています。

加えて、個人や世帯が抱える生活課題が複雑化・複合化して、分野ごとに用意されている制度だけでは対応できない事例や、地域から孤立してなかなか支援の手が届かない事例が顕在化してきています。このような事例を制度の狭間に落とすことなく、包括的に受け止め、多機関で連携して対応していく体制の構築が課題になっています。

さらには、今後ますます少子・高齢化社会が進展するなかで、専門職として地域福祉を支える介護・福祉・看護人材を育成・確保していくことも重要な課題です。

2 高岡市地域福祉計画とは

全ての人々が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることのできる「地域共生社会」を実現するために、地域福祉を推進していくための理念や福祉ビジョンを定めつつ、その実現の基盤や体制づくりなどの総合的な方向性を示すものです。また、市民、地域、事業者、高岡市社会福祉協議会(以下「市社協」という。)、行政等との連携による地域福祉の推進についての考え方を示します。

(1) 計画の基本的理念

「みんなで支え合い、

みんなが『あっかり』して生活できる地域共生社会を目指して」

『あっかり』とは・・・

富山弁で「安心する」「ほっとする」「心が休まる」という意味で、「あかり」の連想から「明るい」意味も含みます。住み慣れた地域で、安心して暮らしていける「明るくあたたかい高岡」をイメージしています。

(2) 計画の基本目標

- ① 助け合い、支え合える地域をつくろう。(地域づくり)
- ② みんなの暮らしはみんなで支えよう。(仲間づくり)
- ③ 一人ひとりの暮らしを大切に作るしくみをつくろう。(しくみづくり)

(3) 計画の位置づけと他の福祉保健計画との関わり

① 法的根拠

地域福祉計画は、社会福祉法第4条に規定された地域福祉を推進するための行政計画であり、同法第107条に規定された「市町村地域福祉計画」です。

参考 社会福祉法抜粋

(市町村地域福祉計画)
第七十条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。
一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

② 総合計画及び関連する個別計画との関係

高岡市地域福祉計画は、「高岡市総合計画」を上位計画とした地域福祉を推進する計画です。また、平成29年の社会福祉法の改正により、地域福祉計画は地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項を記載する上位計画として位置付けられたほか、「包括的な支援体制の整備に係る事業に関する事項」が本計画に盛り込むべき事項として示されました。地域福祉計画では、福祉・保健分野の各個別計画とも整合性を図りながら、地域福祉に係る包括的な課題解決に向け取り組んでいきます。

また本計画は、地域を基盤とする支援体制等を一体的に活用するため、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき市町村が定める「成年後見制度利用促進基本計画」や、再犯の防止等の推進に関する法律に基づき市町村が定める「再犯防止推進計画」を包含するものです。

③ 「高岡市地域福祉活動計画」との相互連携

市社協が策定する「高岡市地域福祉活動計画」は、市社協が地域福祉の推進を目的に取り組む行動計画です。市が策定する地域福祉計画とはいわば車の両輪の関係であることから、両計画の内容及び施策の推進に当たっては相互の連携を図ります。

(4) 計画の期間

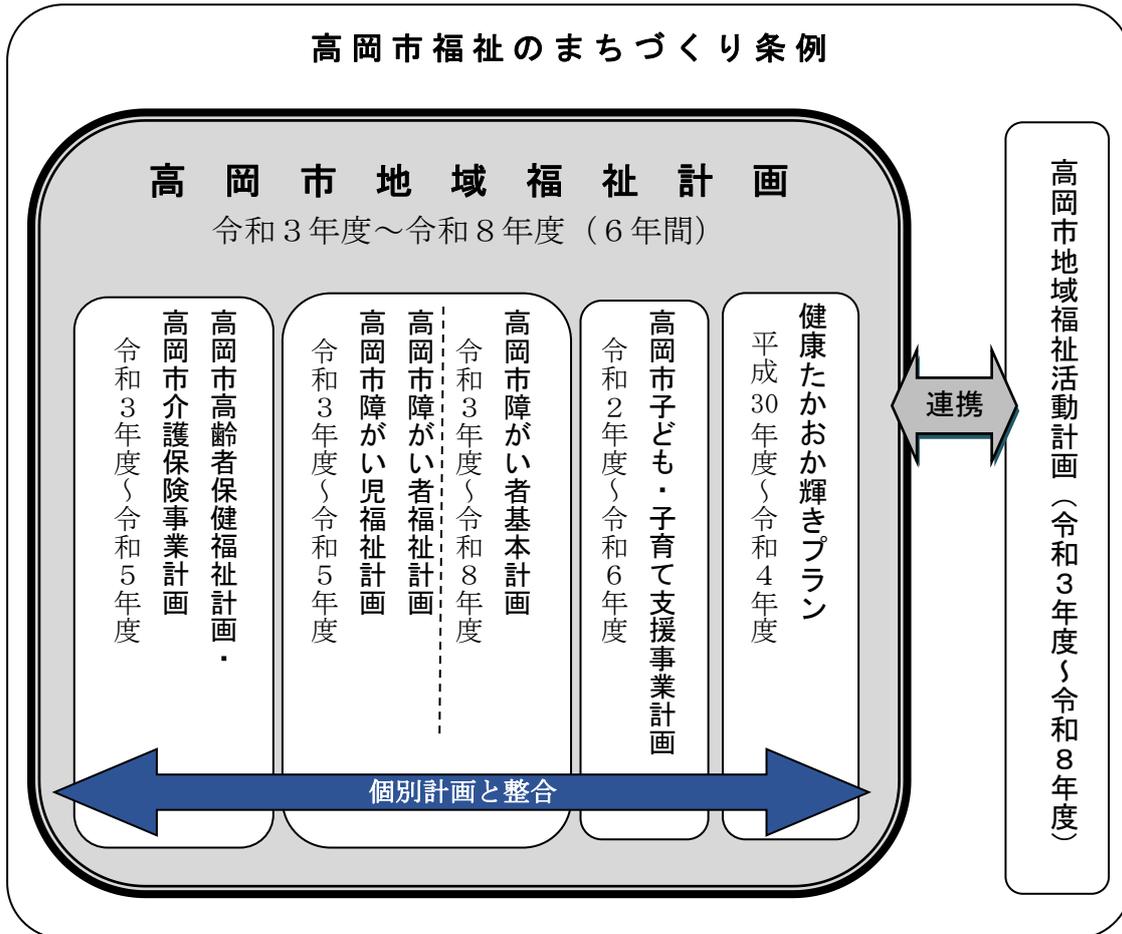
本計画の期間は、令和3年度から令和8年度までの6年間とします。ただし、国の施策の動向や個別計画の改訂などに合わせ、必要に応じて見直しを検討するほか、計画策定後も継続的な点検活動を行うこととします。

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
総合計画	基本構想								
	第3次基本計画・実施計画				第4次基本計画・実施計画				
地域福祉計画	第2期			第3期計画					
高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	第7期			第8期			第9期		
障がい者基本計画	現行計画			次期計画					
障がい者福祉計画 障がい児福祉計画	第4期			第5期 第1期			第6期 第2期		
子ども・子育て支援事業計画	第1期		第2期				第3期		
健康たかおか輝きプラン	第2次				第3次				
地域福祉活動計画	第2次			第3次					

総合計画の目指す姿（福祉保健関係）

めざすまちの姿	施策
8 安心と希望、ゆとりを持って子育てを楽しんでいる	① 教育・保育の一体的提供の推進とサービスの充実 ② 新たな子育て情報提供システムの構築 ③ 安心して妊娠・出産・子育てができる体制の充実 ④ 地域の子育て力の応援
12 誰もが生き生きと自立して暮らしている	①地域福祉の推進 ②障がい者（児）福祉・自立支援対策の充実 ③高齢者福祉の充実
13 健康的な生活を送り、必要な時に適切な医療を受けられる	①生涯を通じた健康づくりの推進 ②医療体制・医療制度の充実

<地域福祉計画と関連する他の計画との関係図>



地域福祉計画は、成年後見制度の利用促進に関する法律に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」と再犯の防止等の推進に関する法律に基づく「再犯防止推進計画」を包含するものです。



平成10年4月に富山県内に先駆けて施行した「高岡市福祉のまちづくり条例」では、「福祉コミュニティ基盤の形成」「生活・都市施設のバリアフリー化」「ボランティア活動の振興」の3つの推進施策の基本的方向に基づき、人間尊重の福祉都市の実現をめざし、積極的に福祉のまちづくりに取り組むこととしています。

(5) 圏域の考え方

行政が適切なサービスを提供する範囲として、各分野それぞれの圏域が設定されています。

地域福祉を推進する基礎となる圏域を明らかにし、福祉・保健分野の各個別計画や関連施策等との調整を図ることが必要です。圏域設定は、包括的な支援体制を整備していく上で、「住民の身近な圏域」において、住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境を整備するためにも重要です。その際、各福祉分野で定める圏域や福祉以外の分野で定める圏域との関係も整理し、地域を重層的に捉えていく視点が求められています。

地域福祉計画では、以下の4つの圏域を設定し、それぞれの役割を果たすことで、包括的で重層的な支援体制を整えます。

- 家庭、隣近所及び自治会
日常会話、声かけなどの最も身近な交流の範囲
- 小学校区
(高岡あっかり福祉ネットの区域) ➡「第3層」といいます
市民にとって身近な日常生活上の活動と支え合いの範囲
- 中学校区
(あっかりライフ支援システムの区域) ➡「第2層」といいます
身近な地域での専門的な相談・支援等が受けられる範囲
- 市内全域 ➡「第1層」といいます
市や市社協による包括的な相談対応、多機関の連携による支援等が受けられる範囲

地域福祉の推進に当たり、次の圏域により展開される事業や取組みとも緊密な連携を図っていくことが重要です。

<校区社協>

高岡市内には27の校区社協が設置されており、地区の実情に応じて地域福祉活動を推進しています。校区社協は、身近な住民福祉活動の基盤として地域の生活課題（要支援者の福祉・教育・文化・防災・防犯・まちづくり等）に対応し、住民の支え合いによる住みよい地域づくりを進めています。

定塚、平米、横田、川原、西条、博労、佐野、木津、成美、能町
守山、二上、下関、二塚、野村、伏木、太田、国吉、東五位、福田
石堤、立野、小勢、牧野、戸出、中田、福岡

<高岡市子ども・子育て支援事業計画>

地域の実情に応じて、「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」が適切に提供されるよう、その需要量の見込と確保方策を定める単位として、7区分の「教育・保育提供区域」を設定しています。

- | | |
|---------------------|--------------|
| ① 伏木・太田（伏木中学校区） | ② 牧野（牧野中学校区） |
| ③ 中部1（高岡西部、志貴野中学校区） | |
| ④ 中部2（高陵、南星、芳野中学校区） | |
| ⑤ 国吉・五位（国吉・五位中学校区） | |
| ⑥ 戸出・中田（戸出、中田中学校区） | ⑦福岡（福岡中学校区） |

<高岡市高齢者保健福祉計画・高岡市介護保険事業計画>

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で介護サービスを利用できるようにするため、人口（特に高齢者人口）・面積・地理的条件等を踏まえ、概ね中学校区の単位で市域を11区分した「日常生活圏域」を設定しています。

- | | | | |
|---------|------------|---------|---------------|
| ① 伏木・太田 | ② 守山・二上・能町 | ③ 牧野 | ④ 横田・西条・成美 |
| ⑤ 野村 | ⑥ 高陵・下関 | ⑦ 博労・川原 | ⑧ 木津・福田・佐野・二塚 |
| ⑨ 国吉・五位 | ⑩ 戸出・中田 | ⑪ 福岡 | |

<高岡市健康づくり推進懇話会>

高岡市内には28の地域健康づくり推進懇話会が設置されており、地域における健康づくり活動を推進しています。

定塚、平米、横田、川原、西条、博労、佐野、木津、成美、能町 守山、二上、下関、二塚、野村、伏木、古府、太田、国吉、東五位 福田、石堤、立野、小勢、牧野、戸出、中田、福岡
--

<保護司会>

更生保護活動は、活動の単位として7つの支部を設定しています。

- | |
|--------------------------------|
| ① 東部支部（平米、定塚、下関、野村、二塚） |
| ② 西部支部（横田、川原、西条、千鳥丘、五位、国吉義務前期） |
| ③ 南部支部（博労、木津、南条） |
| ④ 北部支部（成美、万葉、能町、牧野） |
| ⑤ 伏木支部（伏木、古府、太田） |
| ⑥ 戸田支部（戸出東部、戸出西部、中田） |
| ⑦ 福岡支部（福岡） |

(6) 地域福祉とSDGs ～誰一人取り残されない社会の実現のために～

SDGsは、2015年9月の国連サミットで採択された、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年を年限とする17の国際目標です。この目標には、「貧困をなくすこと」や「健康的な生活を確保し、福祉を推進する」などがあり、本市総合計画にも掲げた施策の理念と一致するため、高岡市では総合計画に基づく施策を推進することにより、SDGsの達成も目指しています。地域福祉計画の策定及び推進に当たっても、SDGsの理念を踏まえ、「誰一人取り残されない」支え合いつながっていく社会の実現を目指します。

高岡市地域福祉計画と関連の深い目標

目標1 (貧困)		あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。
目標2 (飢餓)		飢餓を終わらせ、食糧安全保障および栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。
目標3 (健康・福祉)		あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。
目標4 (教育)		すべての人々への包括的かつ公平な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。
目標10 (平等)		各国内および各国間の不平等を是正する。
目標17 (パートナーシップ)		持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。



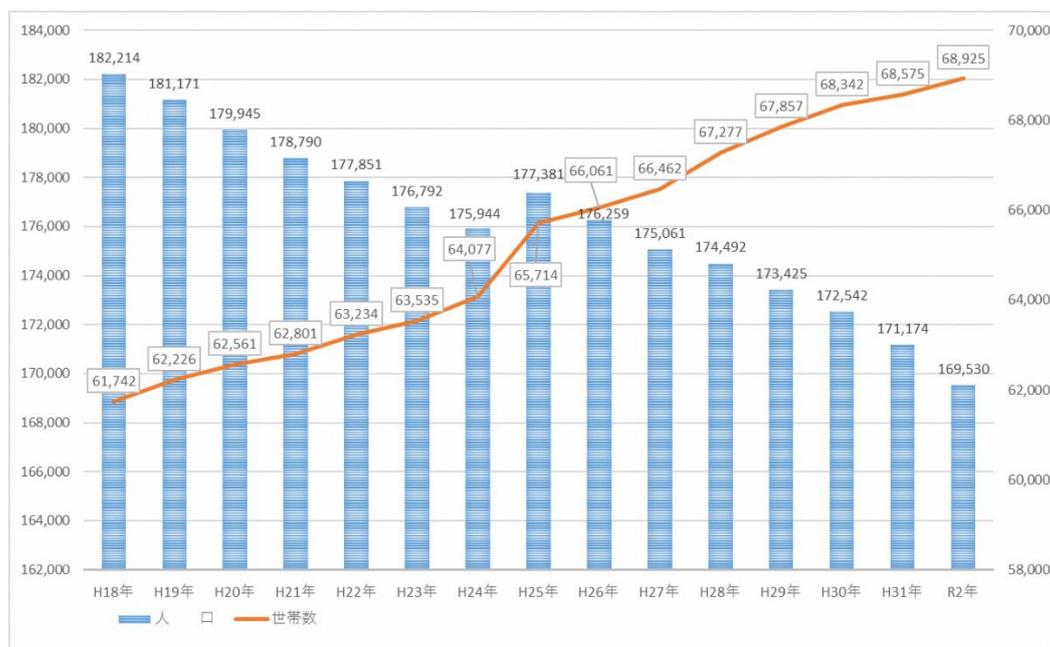
この計画では、SDGs (Sustainable Development Goals : 持続可能な開発目標) に示す17のゴールのうち、地域福祉を推進するうえで主に取り組むべき6つのゴールを掲げています。

市民一人ひとりが支え合い、助け合い、「誰一人取り残されない」まちづくりを進める必要があります。誰もが「あっかり」して暮らせるための地域と行政が協働して一貫したサポート体制を確立してまいります。

第2章 高岡市の地域福祉を取り巻く環境

1 人口、世帯数の推移（住民基本台帳 各年3月31日現在）

合併以降の人口動態、世帯数をみると、人口は減少傾向にあり、世帯数は増加傾向にあります。



2 出生数・出生率の推移（保健統計年報）

出生数、出生率は、増減を繰り返しながら徐々に減少傾向となっています。

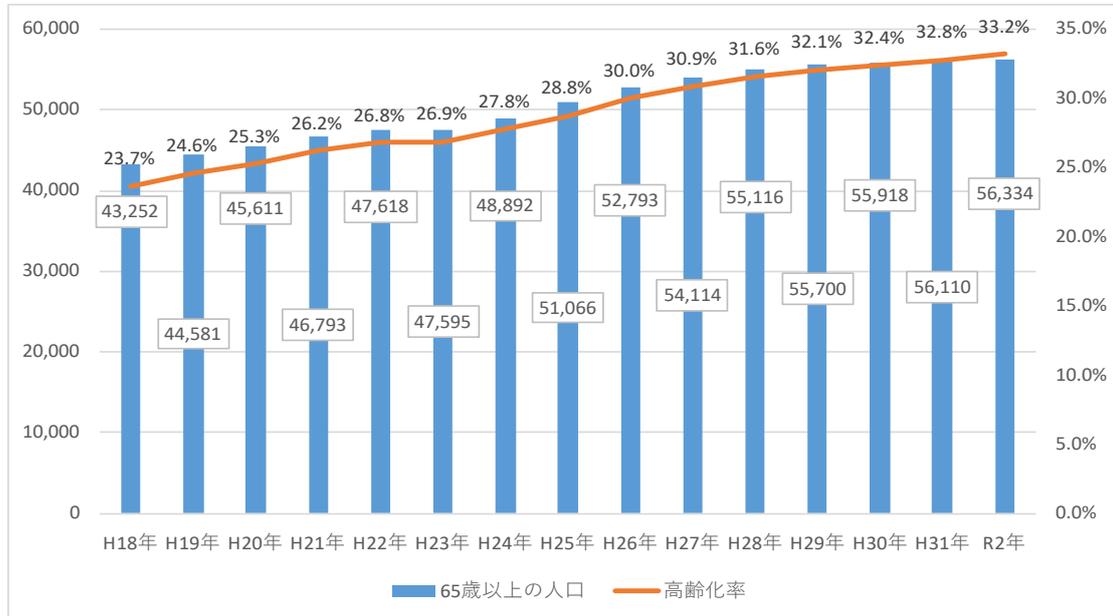


出生率 人口 1,000 人に対する割合

3 高齢者数・高齢化率の推移

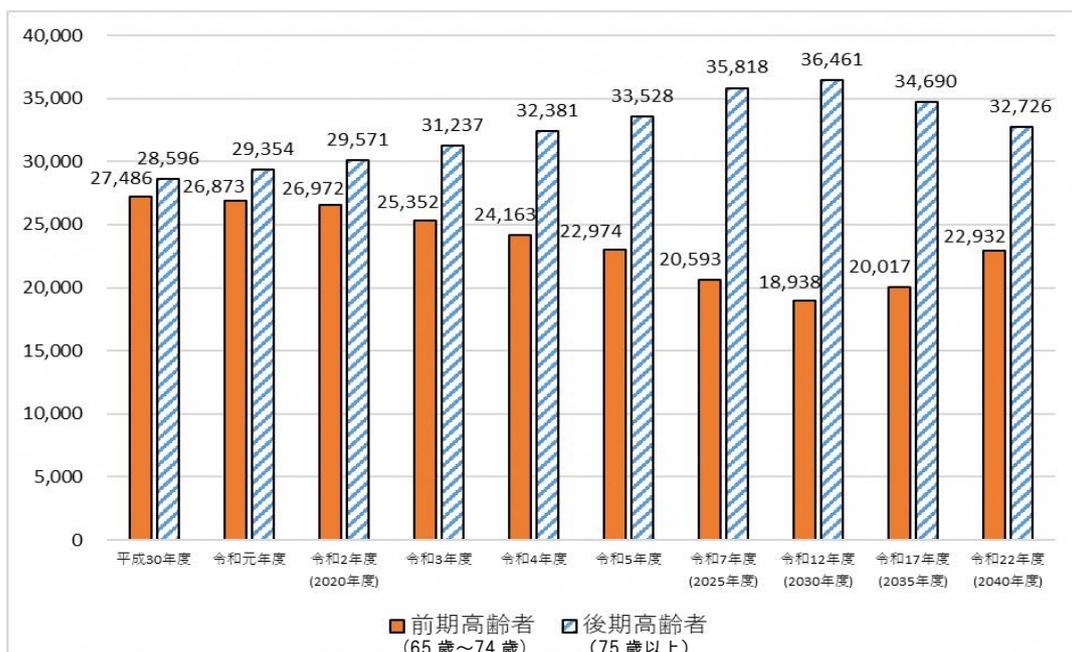
(各年4月1日現在 住民基本台帳を基に高齢介護課まとめ)

65歳以上の人口は年々増加し、高齢化率も上昇傾向が続いてきました。しかし、団塊世代がすでに65歳以上に到達しており、今後は高齢化率が高いまま、高齢者数の伸びが鈍化する見込みです。



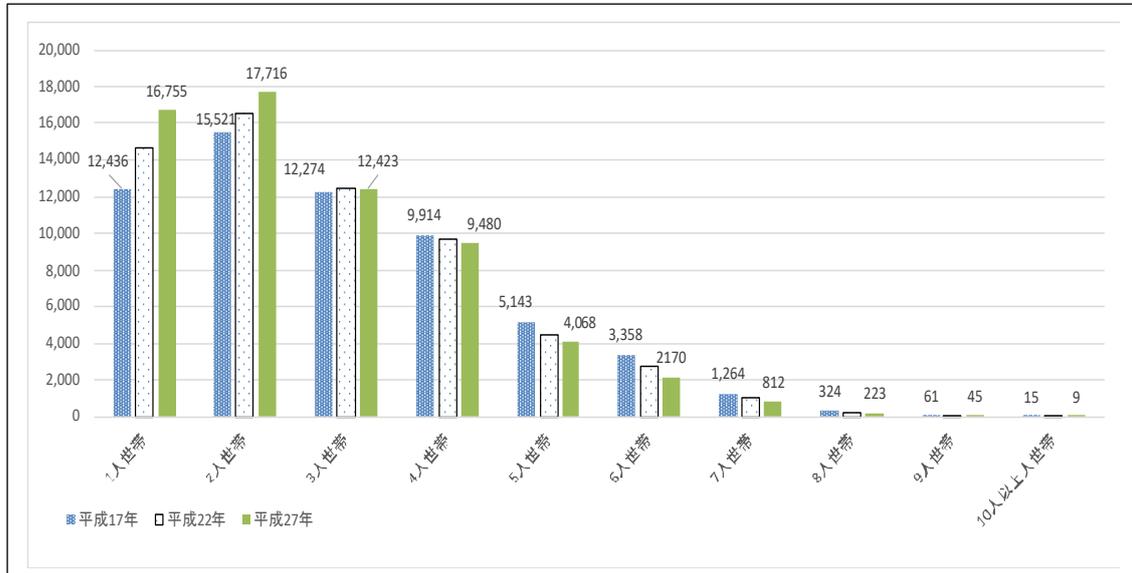
4 前期・後期別高齢者人口(高齢介護課まとめ 令和2年度まで各年10月1日現在)

介護保険の第1号被保険者のうち、前期・後期別にみると、前期高齢者は令和12年度頃まで減少し続けますが、その後団塊ジュニア世代が順次65歳に到達するため増加に転じます。一方、後期高齢者は、令和12年度頃まで増加し続け、その後減少に転じるとみられます。



5 1世帯当たりの人員の推移（10月1日現在 都市経営課まとめ）

人口が減少しているなか、1人世帯、2人世帯といった少人数の世帯数が大きく伸びています。特に1人世帯については、平成17年と平成27年を比較すると、4,319世帯の増加、134.7%の上昇となっています。



平成17年は旧高岡市と旧福岡町の合計



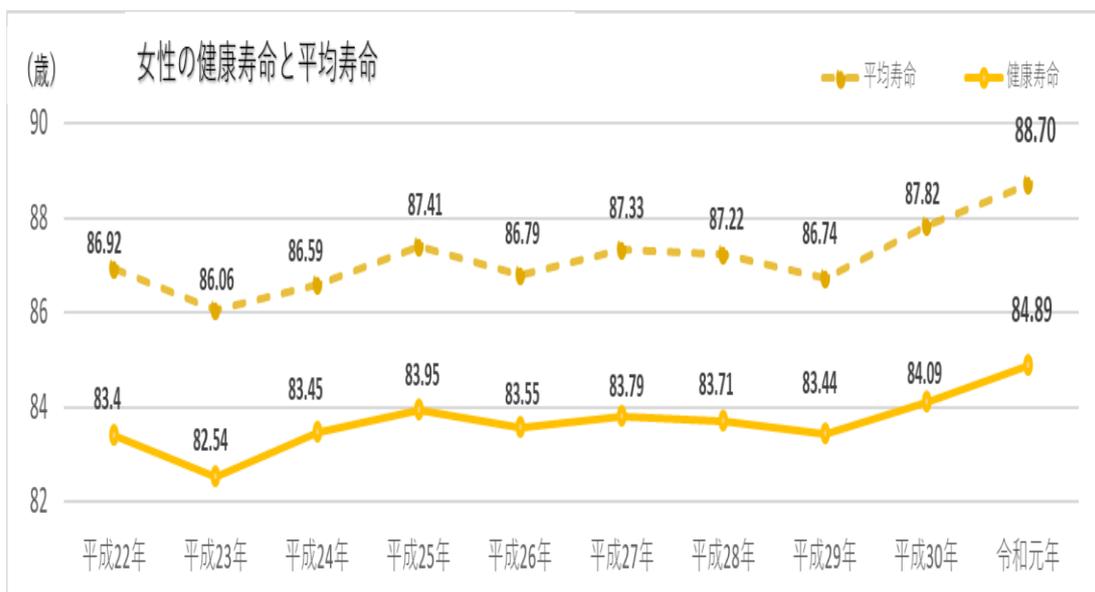
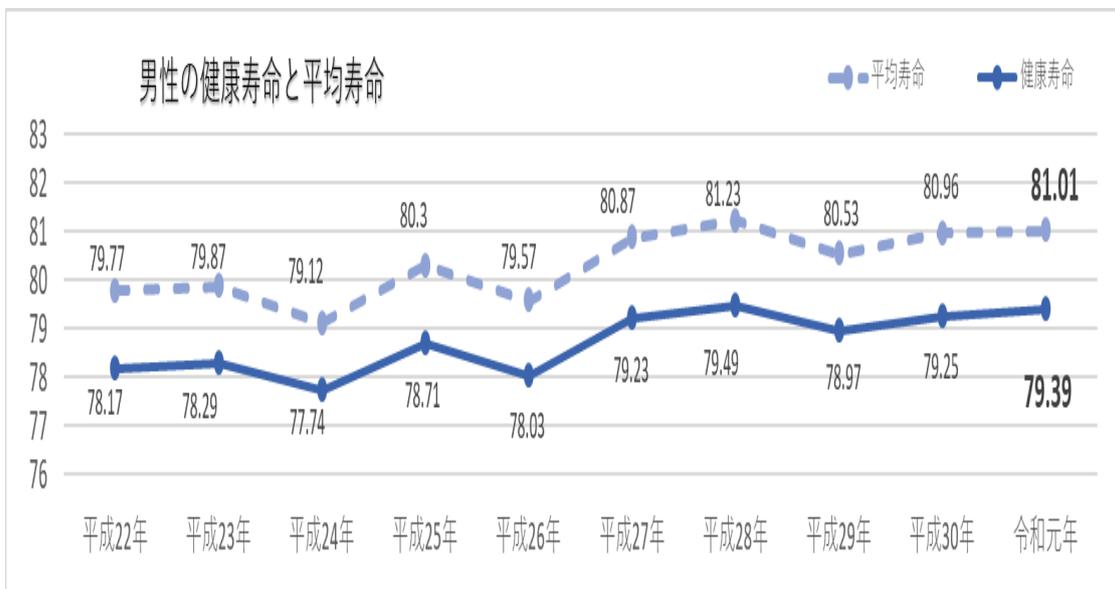
- ・今後65歳以上の高齢者数は大きく増えないが、高齢化率は高いまま。
- ・前期高齢者が減少し、ますます地域の担い手が不足。
- ・世帯規模も小さくなり、家庭内に頼れる人がいない。

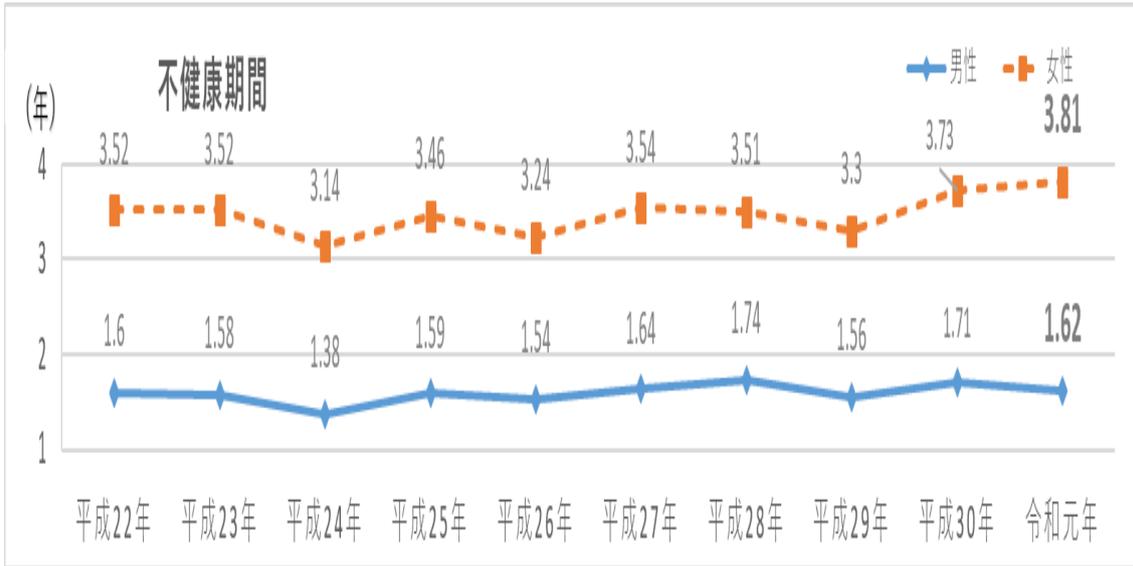
6 男女別平均寿命、健康寿命、不健康期間の年次推移（健康増進課まとめ）

本市の平均寿命、健康寿命は、男女とも延伸しています。平均寿命と健康寿命の差である日常生活動作に介護を必要とする不健康期間は、ほぼ横ばいで推移しており、令和元年の不健康期間は男性が1.62年間、女性が3.81年間となっています。

（健康寿命の算出について）

平成24年度厚生労働科学研究費補助金による「健康寿命における将来予測と生活習慣病対策の費用対効果に関する研究」「健康寿命の算定プログラム」に基づき算出しています。なお、不健康期間は、「日常生活動作に介助が必要な期間の平均」を指し、健康割合の分子を介護保険の要介護2～5の認定者数と規定して試算しています。

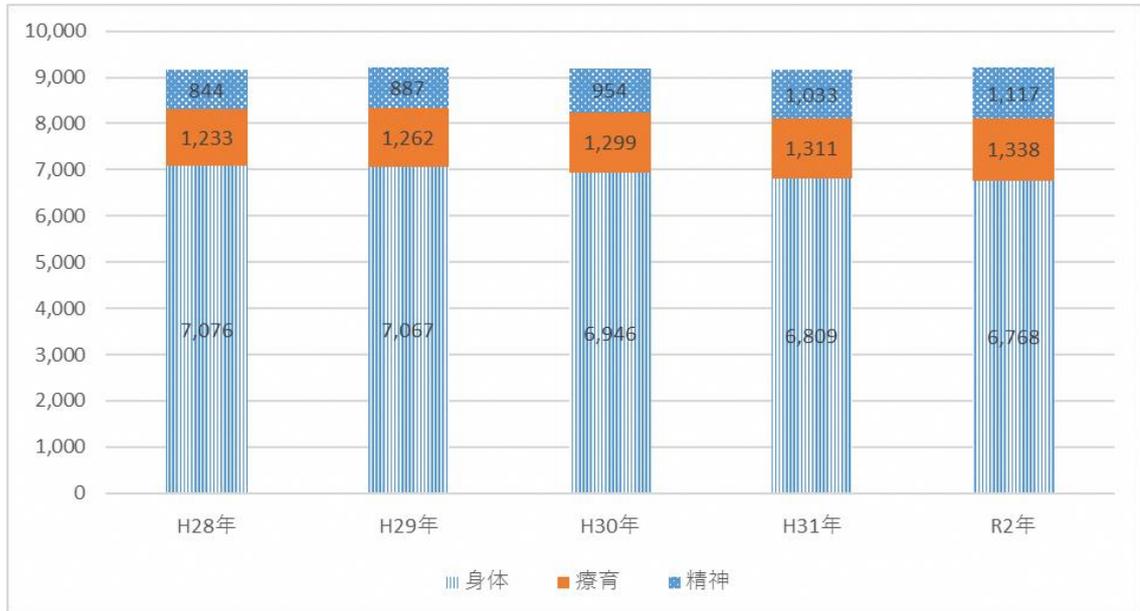




• 健康寿命を延伸していくことが大事です。

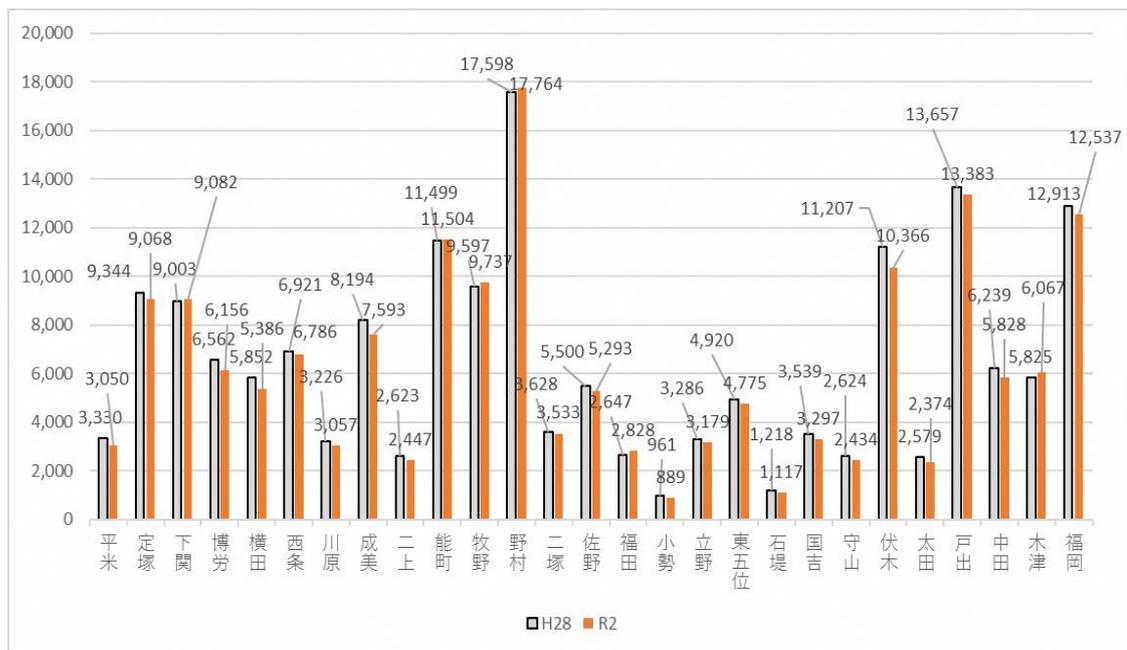
7 障がい者手帳所持者数の推移（各年4月1日現在 社会福祉課まとめ）

障がい者数（手帳所持者数）は、近年9,200人前後で推移しており、身体障がい者は減少し、知的障がい者、精神障がい者が増えています。特に精神障がい者は、平成28年と令和2年を比較すると273人の増加、132.3%の増加となっています。



8 地区別人口の推移（住民基本台帳 各年3月31日現在）

本市の平成28年と令和2年の地区別人口を比較すると下関、能町、牧野、野村、福田、木津の6地区においては人口が増加していますが、それ以外の21地区では減少しています。



9 地区別高齢化率(令和2年4月1日現在 住民基本台帳を基に高齢介護課まとめ)

本市全体での高齢化率は33.2%、高齢者に占める75歳以上の割合が52.4%であるのに対し、人口が増加している地区では高齢化率は平均を下回っています。

平米、博労、石堤、守山、伏木、太田地区では高齢化率が40%以上であり、65歳以上の高齢者に占める75歳以上の割合も高くなっています。



(参考) 高齢化率 (令和元年10月1日現在)

富山県人口移動調査「結果の概要」(国勢調査を基に算出)

高岡市	富山県	全国
33.8%	32.3%	28.5%

全国や富山県の状況と比較すると、本市の高齢化の状況は高い割合となっており、高齢化が進んでいることが伺えます。

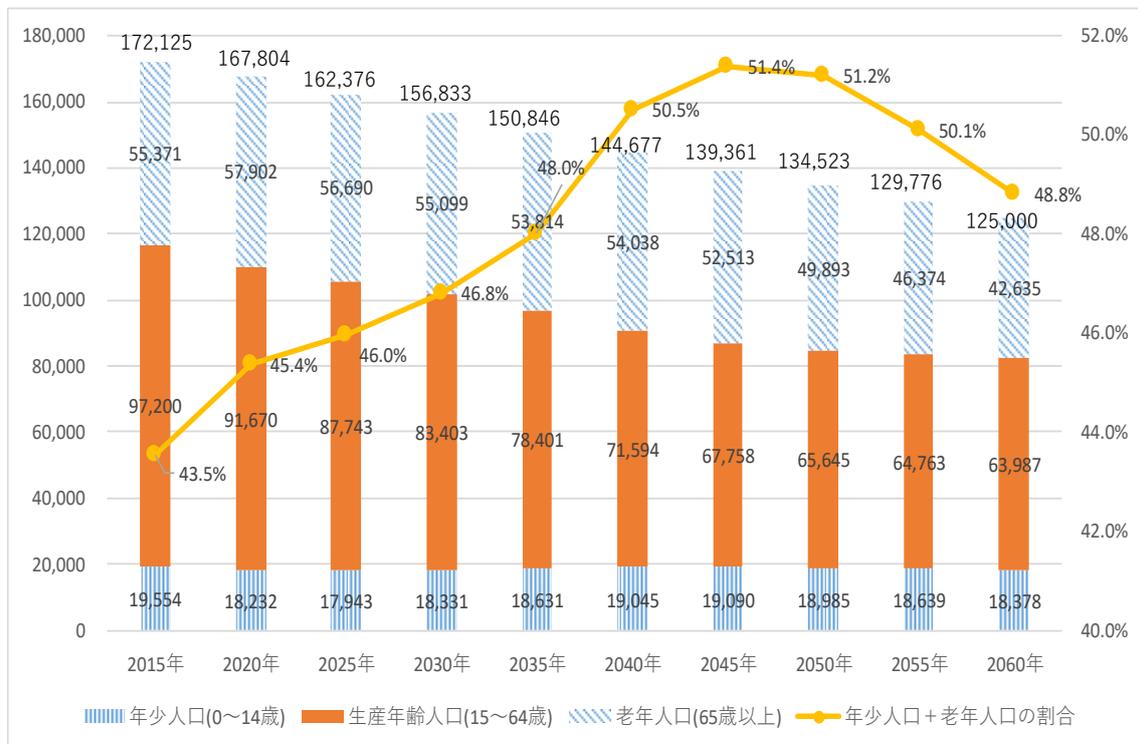
10 高岡市の年齢3区分別人口の将来展望

(資料 第2期高岡市総合戦略(令和2年2月策定))

本市総合戦略に掲げる2060年までの目標人口と年齢3区分別の人口将来展望をみると、今後も本市の人口は減少していくと見込まれています。特に生産年齢人口(15歳~64歳)の減少に伴い、労働力人口が減少することが見込まれます。

一方で老年人口(65歳以上人口)と年少人口(0歳~14歳)の合計が人口に占める割合は2045年まで増加する傾向にあります。

各地区においては、地区ごとの年齢3区分別の人口構造によっても状況は異なりますが、引き続き住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域の実情に応じた地域福祉を推進していく必要があります。



- 生産年齢人口が減り続ける一方で、老年人口と年少人口の合計割合が2045年頃まで上昇し続けます。
- 高齢者人口も、2025年頃から減少に転じます。

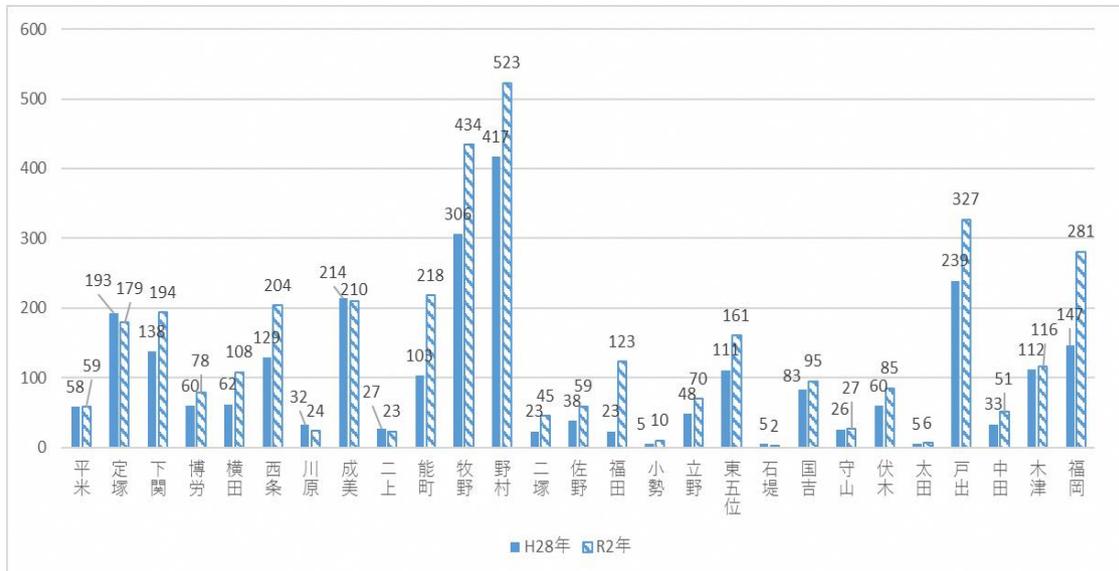
11 地区別外国籍市民の人口推移（住民基本台帳 各年3月31日現在）

※平成24年7月「住民基本台帳法の一部を改正する法律」施行以降、調査を実施

令和2年の本市の外国籍市民人口は3,712名で、上位5ヶ国はブラジル1,161人、中国770人、ベトナム634人、フィリピン548人、インドネシア109人となっています。

また地域別の平成28年と令和2年の人数を比較すると、22地区において外国籍市民が増えており、特に能町、牧野、野村、福田、福岡の5地区で大幅に増加しています。国籍別では、ベトナムやフィリピン等、東南アジアや南アジアの国が増えています。

国外からの労働者の受入れが進んでいる中、地域における外国籍市民は、今後ますます増加していくものと見込まれます。



(参考) 外国籍市民の国籍別人数が多い国上位5ヶ国

	平成28年		令和2年	
1	ブラジル	980	ブラジル	1,161
2	中国	702	中国	770
3	フィリピン	338	ベトナム	634
4	ベトナム	245	フィリピン	548
5	韓国	99	インドネシア	109

12 地域における福祉・保健人材（令和2年4月1日現在）

現在の福祉・保健人材は、行政等が依頼する事業目的に応じた役割を担っています。

人材	人数	主な役割等
民生委員・児童委員 主任児童委員	380人	・厚生労働大臣の委嘱 ・地域における身近な相談役
高齢福祉推進員	2,045人	・市（高齢介護課）が委嘱 ・ひとり暮らし高齢者の見守り
福祉活動員	1,221人	・各校区社協会長が委嘱 ・地域で困っている人に対し、地域ぐるみで問題を解決しようとする際のボランティア
地域福祉コーディネーター （福祉織人）	57人	・市（社会福祉課）が委嘱 ・高岡あつまり福祉ネット推進事業の中心的役割
健康づくり推進員	1,454人	・母子保健推進員、食生活改善推進員、ヘルスボランティア、環境保健衛生委員等で構成 ・筋力アップ教室の担い手
母子保健推進員	95人	・市（健康増進課）が委嘱 ・母子保健の向上
食生活改善推進員	602人	・食生活改善推進員養成講座修了者 ・正しい食生活の普及
ヘルスボランティア	359人	・ヘルスボランティア養成講座修了者 ・運動の推進・がん予防啓発
環境保健衛生協会員	930人	・自主的な環境保健衛生活動



- ・いくつもの役割を兼任している人がいます。
- ・人口が減少していく中で、現状維持することが難しくなっており、目的や役割を整理する必要があります。



- ・介護・福祉・看護などの専門人材については、県が毎年調査しており、県又は呉西6市単位で人材確保の方策について検討されています。

第3章 地域福祉推進のための施策の展開

本市における地域福祉推進の理念である、「みんなで支え合い、みんなが『あつかり』して生活できる地域共生社会を目指して」の実現に向けて、次のとおり3つの基本目標を定め、以下の施策を展開します。

基本目標1 助け合い、支え合える地域をつくろう。(地域づくり)

住民相互の信頼関係が強くつながりをもってお互いに助け合い支えながら「あつかり」と生活できる地域づくりを目指します。

■施策の柱

1 地域での見守り・声かけ体制づくり

- (1) 民生委員・児童委員、自治会、ボランティア等の見守り活動の推進
- (2) 見守り体制の充実

2 安全・安心の地域づくり

- (1) 災害時における要配慮者への支援体制の充実
- (2) 誰もが暮らしやすい環境づくり



地域を基礎とする
支え合いの視点

3 誰もが集える場所・機会づくり

- (1) 地域交流・地域福祉活動の拠点(場)づくり
- (2) 地域活動への参加・交流のための情報提供



基本目標2 みんなの暮らしはみんなで支えよう。(仲間づくり)

年齢や属性に関わらず地域福祉への関心を高め、活動への参加促進を進めるための福祉教育を推進し、担い手となる人材を確保・育成するとともに、地域活動に参加しやすい環境づくりを目指します。

■施策の柱

1 地域福祉に対する意識の醸成

- (1) 権利擁護に関する普及啓発
- (2) 地域や社会における福祉教育の推進

2 地域福祉を支える人づくり

- (1) 地域福祉活動に新たに参加する人材の発掘
- (2) 地域福祉を推進する人材の育成
- (3) 介護・福祉・看護の専門人材の育成・確保



人を育てる。
人と人、人と資源を
つなげる視点

3 ボランティア・NPO 活動の促進

- (1) 参加と交流が生まれる環境づくり
- (2) 情報の発信と収集がしやすい環境づくり



基本目標3 一人ひとりの暮らしを大切に作るしくみをつくろう。

(しくみづくり)

住み慣れた地域で安心して暮らせるサービス基盤や情報提供体制を整え、気軽に相談できる環境と支援体制により、効果的にサービスを利用することができるよう、地域ぐるみで支える高岡型地域福祉ネットワークの推進を目指します。

■施策の柱

1 福祉サービス・保健事業の充実と適切に利用できるしくみづくり

- (1) 福祉サービス・保健事業の充実と適切な利用の促進
- (2) 福祉・保健相談窓口での切れ目のない支援の実施



横断的・総合的に支援が提供されるしくみづくりの視点

2 自立と社会参加を進める体制づくり

- (1) 生活困窮者支援の充実
- (2) 成年後見制度の利用促進に向けた取り組み
- (3) 再犯防止に向けた取り組みの推進

3 あらゆる地域生活課題に対応する

包括的で重層的な相談・支援体制の強化

- (1) 住民主体で生活課題を把握し、解決を試みる体制づくり
- (2) 地域と専門機関をつなぐ相談対応力の強化
- (3) 複雑化・複合化するニーズに対応する相談・支援機能の充実



4 高岡型の地域福祉ネットワークの推進

これらの施策の展開により、本市が目指す「あっさり」して生活できる地域社会の実現を目指します。なお、これらの取り組みに当たっては、市民、地域、事業者、市社協、行政等がそれぞれの役割を果たし、お互いに力を合わせる必要があります。そのためには、自助、互助、共助、公助の4つの視点が大切です。

自助とは…自分自身や家族が主体となって対応すること。

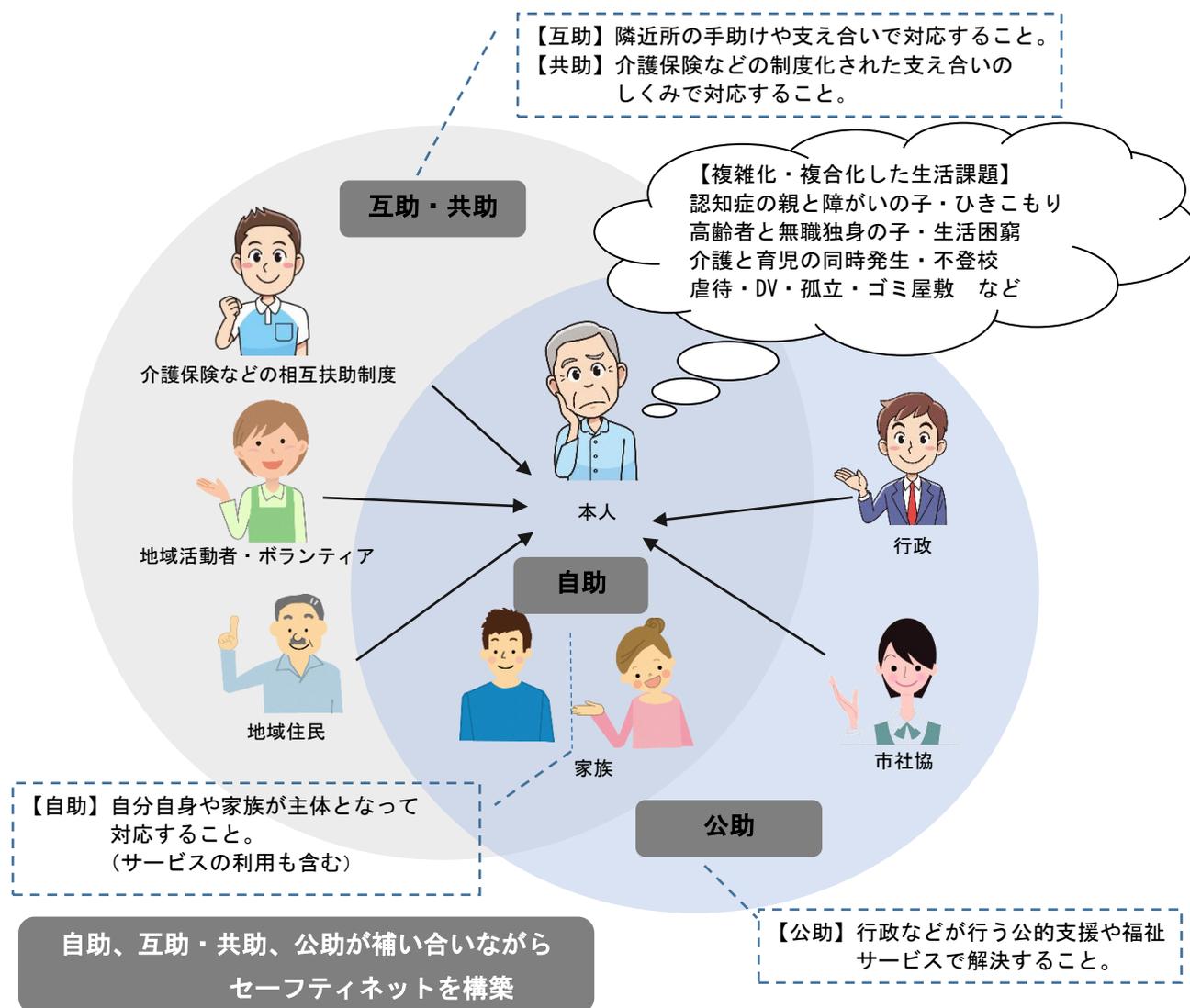
互助とは…隣近所の手助けや支え合いで対応すること。

共助とは…介護保険などの制度化された支え合いのしくみで対応すること。

公助とは…行政などが行う公的支援や福祉サービスで解決すること。

＜「自助」「互助・共助」「公助」の重なり合うセーフティネット図＞

- ・地域には、介護を必要とする人、障がいのある人、子育てに悩んでいる人など、生活上の課題を抱える人が多く暮らしています。課題の内容や受け止め方は、性別・年齢・家族構成や国籍、暮らしの状況により様々であり、公的なサービスだけで適切に対応することは難しくなっています。
- ・これまでは、こうした多種多様な地域生活課題に対して、高齢・障がい・子どもといった各分野において、「自助」「互助・共助」「公助」の役割分担によって、施策が推進されてきました。
- ・しかし、昨今の複雑化・複合化している地域生活課題においては、基本的な役割分担は必要ですが、より柔軟な対応が求められます。「自助」「互助・共助」「公助」を基本としながらも、それぞれが個人を支える一員として、バランスを取りながら役割を果たし、時には重なり合うことによって、セーフティネットの機能を充実させることが大切です。



高岡市が目指す『あっかり』の姿

- ① 隣近所の住民の顔と自分の地域の民生委員・児童委員や福祉活動員の顔が分かる。
- ② 互いの人権を尊重し、支え合うことのできる人間関係がある。
- ③ 隣近所の住民同士が語り合え、身近に相談できる人がいる。
- ④ 安心して子どもを生み、育てることのできる生活環境がある。
- ⑤ 社会参加の機会が充実していて、孤立する心配がない。
- ⑥ 地域の一員として自分の役割を發揮することができる。
- ⑦ 次世代の担い手が育っている。
- ⑧ 身近に頼りになる専門家がいて、専門的相談や支援が受けられる。
- ⑨ 地域の中に地域生活課題を解決できる体制が整っている。
- ⑩ 一人ひとりが自分らしく安心して暮らせる地域社会がある。



本市が目指すまちの姿は、年齢や属性、立場によって変わるものではありません。地域住民がお互いに関心を持ち、支援が必要な人に気づいたり、支え合ったりすることで『あっかり』と暮らすことができると考えています。自分の住んでいる地域の将来像も描いてみましょう。



基本目標 1 助け合い、支え合える地域をつくろう。(地域づくり)

施策の柱 1 地域での見守り・声かけ体制づくり

少人数世帯の増加や少子高齢化の進展、ライフスタイルの多様化などにより、地域での助け合いや支え合いの機会が少なくなってきました。地域コミュニティを基礎とし、そこに暮らす全ての市民が主体となり、互いに助け、支えられる関係を作ることが必要となってきました。地域の絆や助け合いの精神を生かし、住民同士の見守りや声かけを通して、お互いに助け合い、支え合える地域づくりに取り組みます。

(1) 民生委員・児童委員、自治会、ボランティア等の見守り活動の推進

地域における地域福祉の担い手である民生委員・児童委員（以下「民生委員」という。）、自治会、ボランティア等を中心として、地域の人ができるゆるやかな見守りや声かけ等の活動を推進します。また、地域で支援を必要とする人が抱える地域生活課題に対し、住民同士の助け合い、支え合いを基本とした、地域の絆の力で解決できるような地域づくりを進めます。

(2) 見守り体制の充実

近隣の地域住民がチームを作って必要な支援を行うケアネット活動や避難行動要支援者名簿登録者への見守りなど、これまでそれぞれに行われていた見守り活動等について、自治会や校区社協、民生委員、福祉活動員等が連携し、一体的に行なわれるようなしくみづくりを検討し、地域の実情に応じた支え合い体制の充実を図ります。

さらには、地域の中で、社会的に孤立している人や生活困窮者の早期発見・早期対応に努め、孤立死などを防止するための取組みにもつなげていきます。

また、市とライフライン関係事業者が連携を図り、継続的な見守り活動を行っており、見守り・声かけを必要とする人に関わる者同士の情報の共有により、より一層の見守り体制の充実を目指します。



高岡あっかり福祉ネット、ケアネット活動、高齢者の見守り事業など、目的が重なるものは効果的な実施方法を検討

市民の役割



地域福祉活動計画の策定作業を通じて、各地域で取り組みましょう。

- ・地域の人と日常的な関わりを持ち、声かけ、あいさつを積極的にしましょう。
- ・地域の活動に参加し、隣近所と顔見知りになりましょう。
- ・隣近所の変化に気を配り、必要な場合は連絡・通報をしましょう。
- ・助けが必要ならば、遠慮せずに近所に助けを求めましょう。
- ・同居している家族がいない場合は、いざというときに地域の人と連絡が取れるように、日頃からお付き合いをしておきましょう。

地域・事業者の役割

- ・幅広い年代が参加できる地域行事を開催しましょう。
- ・特に見守りや声かけが必要な人の把握に努めましょう。
- ・ケアネット活動に積極的に取り組みましょう。
- ・地域住民だけでなく、地元企業や商店も担い手となる見守り支援体制をつくりましょう。

市社協の役割



あっさり福祉ネットの推進役として、各地域の福祉活動をコーディネートします。

- ・地域の互いに助け、支え合える体制づくりに向けた啓発活動を推進します。
- ・地域住民が、主体的にケアネット活動に参加できるよう支援を行います。
- ・研修制度の充実など福祉活動員が活動しやすい環境整備に努めます。
- ・高岡あっさり福祉ネット活動を推進し、地域の主体的活動を促します。
- ・地域と各種団体、事業者、ボランティア等との協力・連携・調整を図ります。

市の役割

- ・高岡あっさり福祉ネット活動を提唱し、市社協・地域の活動を支援します。
- ・民生委員児童委員協議会と連携し、研修機会の充実など民生委員が活動しやすい環境整備に努めます。
- ・市民が安心して地域の見守りに取り組めるよう、地域包括支援センターをはじめとした各種専門機関の連携を図り、地域の活動を支えます。
- ・社会的に孤立した人の早期発見・早期対応を図り、孤立死などを防止するための取り組みを進めます。
- ・高岡市地域見守り活動に関する協定を結ぶ事業者と情報交換する機会を持ちます。

施策の柱2 安全・安心の地域づくり

災害時において要配慮者といわれる高齢者、障がい者、子どもなどは、災害に対して特別な支援が求められます。日頃からの近所付き合いや市社協、民生委員、自主防災組織などとの連携強化を通じ、防災力を高める地域づくりに取り組みます。また、高岡市福祉のまちづくり条例に基づき、全ての市民が、住み慣れた地域で共に支え合いながら、安全で快適に暮らすことのできる福祉社会の実現を目指します。

(1) 災害時における要配慮者への支援体制の充実

災害発生直後に、要配慮者の避難誘導や安否確認を迅速に行うためには、地域住民や関係団体の協力を得ることが必要です。

災害時に自分だけでは安全な場所に避難することが難しく、周りの人の支援が必要な方を対象に「避難行動要支援者名簿」への登録を進めており、民生委員や自治会長、校区社協を中心に対象者の把握や支援体制づくりを進めています。災害情報の伝達手段・伝達体制及び避難誘導等の支援体制を整え、市社協、民生委員、自治会・自主防災組織、サービス事業者等と連携し、災害時の安否確認や避難誘導などを円滑に進められるよう取り組みます。加えて、浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域にある要配慮者利用施設に対し、避難確保計画の作成と避難訓練が行われるよう支援します。

また、福祉避難所の設置箇所の拡充を図るとともに、生活支援、食糧支援、精神的サポート体制など、介護・医療ケアなどが円滑に実施できるよう配慮した取組みを進めます。

(2) 誰もが暮らしやすい環境づくり

高齢者、障がい者、子どもをはじめ全ての市民が、住み慣れた地域で共に支え合いながら、安全で快適に暮らすことのできる福祉社会の実現を目指しています。

市民や事業者が福祉のまちづくりを理解し、自主的な取組みをすることが必要であり、そのための支援や助言等に努めます。また、障がいの有無や年齢に関わらず誰もが利用しやすい施設となるよう、公共施設のバリアフリー化の推進と計画段階からのユニバーサルデザイン化を進め、社会参加が容易になるような環境づくりに努めます。生活、教育、就労等様々な場面において多言語表記や合理的配慮を行うことで、地域で誰もが安全に安心して自由に外出し、社会活動やレクリエーションなどに参加できるような環境づくりに取り組みます。



平時から災害発生時におけるそれぞれの役割を確認しておきましょう。

市民の役割

- ・地域の危険な場所や避難所等をハザードマップ等で確認しておきましょう。
- ・地域の防災訓練に積極的に参加しましょう。
- ・障がいのあるなしに関わらず、ヘルプマークの着用者など困っている人がいたら積極的に声をかけ、可能な範囲で支援しましょう。
- ・電車の優先席やゆずりあいパーキングなどの優先駐車場の利用ルールは、最低限守りましょう。

地域・事業者の役割

- ・避難行動要支援者名簿を活用して、要支援者を支援する体制を整備するとともに、避難場所や避難経路を確認し、住民全体が安全に避難できる体制をつくりましょう。
- ・企業も防災訓練に積極的に参加し、地域防災に貢献する意識を高めましょう。
- ・自主防災組織と要支援者の顔の見える関係を作り、災害時におけるそれぞれの役割を確認しておきましょう。
- ・浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に設置された要配慮者利用施設の管理者は、避難確保計画を作成し、計画に基づく避難訓練に取り組みましょう。
- ・地域内で高齢者や障がい者等が生活しづらい道路や公共施設がないか確認し、行政や市社協への情報提供や地域で可能な改善に取り組みましょう。

市社協の役割

- ・避難行動要支援者名簿登録の啓発や災害時の救援ボランティア活動を支援します。
- ・災害救援ボランティア等の育成と、災害救援ボランティア本部の立ち上げ訓練を行い、防災知識の普及啓発を図ります。
- ・避難行動要支援者名簿への登録や、地域で福祉マップを作成するための支援を行います。

市の役割

- ・ひとり暮らし高齢者や障がい者などの要支援者に対して、平常時から避難行動要支援者名簿への登録を促し、避難支援等の関係者間で情報の共有を図ります。
- ・災害時の避難行動を支援するため、防災行政無線、防災情報メール等の様々な情報伝達手段を活用して、迅速かつ的確な情報伝達を行います。
- ・福祉避難所の設置箇所の拡大を図るとともに、災害発生時に介護・医療的ケアなどの支援が円滑に行われるよう、日頃から関係機関との連携を図ります。
- ・市民や事業者が福祉のまちづくりを理解し、自主的な取り組みができるための支援や助言に努めます。
- ・ユニバーサルデザインの導入や障がい者芸術・スポーツ活動の振興を図り、障がい者の理解の普及活動に努めます。

施策の柱3 誰もが集える場所・機会づくり

子どもから高齢者まで、障がいのある人もない人も全ての市民が地域における楽しみや生きがいの機会を増やし、交流が活発に行われることで、お互いを知り、思いやりの心を持つことができます。地域の一員であるという誇りを持ち、公民館などの既存の拠点施設等を活用した社会とのつながりを保つことができるような場所・機会づくりに取り組みます。

(1) 地域交流・地域福祉活動の拠点（場）づくり

地域住民が気軽に立ち寄り、交流を図る場や、地域の課題を解決するための話し合い、住民の自主活動を推進する場としての地域の拠点が重要です。これまで目的や対象者別に開催されていた交流事業は、機能^{※1}に着目し、多世代が多目的に利用・交流できるような事業への転換を検討します。また、これまで取り組んできた介護予防事業や交流事業など地域ぐるみの取り組みについては、誰でも気軽に集える地域の居場所として、多分野の団体が連携し、子どもから高齢者まで多世代間で楽しみ、障がいのある人もない人もお互いに理解しあう交流の機会づくりに努めます。このことで、広く地域住民と地域社会との接点を生み、地域生活課題を住民が主体的に把握し、解決に向けた行動ができる仕組みを強化します。

また、地域の活動の規模に応じて、地域住民が自主的に活動するため、既存の公民館や学校施設、老人福祉センターなどを地域福祉の活動拠点として活用していきます。



地域のサロン事業、健康づくり教室、こども食堂などは、年齢や属性に関わらず利用できる「場」となるような工夫を考えましょう。

※1 機能の分類

機能	内容
集いの機能	誰もがいつでも気軽に立ち寄ることができる居場所
健康づくり、介護予防の機能	地域のレクリエーション、簡易な運動、スポーツや健康増進に資する活動を行う場
生きがいづくり機能	文化教室やサークル活動などを行う場
多世代交流の機能	高齢、障がい、子ども・子育て等の福祉サービスの総合的な提供、世代を超えたつながりと役割を生み出す共生の場

(出典：H30 高岡市地域福祉のあり方報告書)

(2) 地域活動への参加・交流のための情報提供

市民がそれぞれの関心に合わせて、地域の福祉活動に参加・交流できるよう、さまざまな機関と連携し、情報の収集と提供の体制整備に努めます。

高齢者や障がい者、外国籍市民など、誰もが支障なくアクセスし、情報を容易に得られるよう、表現方法や記載方法に配慮します。また、デジタルトランスフォーメーション（DX）の進展状況を踏まえ、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の活用などによる、より“プッシュ型”の情報発信に努めます。



情報を積極的に求めなくても自然と自分に合った制度やサービスがの情報が届くような仕組みの実現

市民の役割

- ・地域の行事やイベントなど、楽しみながら交流できる場に、友人等を誘って積極的に参加しましょう。
- ・市のホームページや広報紙などの情報に積極的にアクセスするなど、関心のある活動について進んで情報を集め、自分に何ができるか考えてみましょう。

地域・事業者の役割

- ・集会所や公民館等を地域の交流や学習の場として活用しましょう。
- ・空き家や空き地等を有効に活用しましょう。
- ・地域に住む人材を把握し、講師として活用することで、誰もが気軽に楽しみ、学べる交流の機会を作りましょう。

市社協の役割

- ・社会福祉施設、集会所や公民館等、空き店舗などの地域資源を生かして、異なる世代間の交流や顔見知りの関係、人と人がつながりあえる場や機会づくりを進めます。
- ・地域でできるボランティアの支援に努めるとともに、人材育成を目的としたボランティア養成講座を開催し、地域組織とも連携して幅広い呼びかけを行います。
- ・さまざまな地域福祉活動への関心や参加意識を高めるよう、多様な機会や情報媒体を活用した情報提供に努め、気軽に相談できるしくみを作ります。

市の役割

- ・子どもから高齢者まで多世代間で楽しみ、障がいのある人もない人も互いに理解し合う交流の機会づくりに努めます。
- ・市民が生きがいをもって取り組める活動を支援し、同じ興味を持った仲間同士が集い、楽しめる環境づくりに努めます。
- ・さまざまなニーズに対応できる活動を進めていくために、福祉施設や学校などとの連携を強化するとともに、これまで地域福祉活動とのつながりのなかった団体や事業者への働きかけに努めます。
- ・市民の交流の情報などを広報紙やホームページ、SNSなどを通じ広く伝えるとともに、プッシュ型の情報発信に努めます。



基本目標 2 みんなの暮らしはみんなで作ろう。（仲間づくり）

施策の柱 1 地域福祉に対する意識の醸成

地域福祉を推進するためには、全ての市民一人ひとりの心の中に、優しさを育て、みんなが互いに相手を思いやれる「福祉のこころ」を育てることが大切です。子どもから大人まで、誰もが地域福祉の担い手となるよう福祉への関心や理解を高め、地域福祉活動に関わりを持つきっかけと交流につながる仲間づくりに取り組みます。

（1）権利擁護に関する普及啓発

契約による福祉サービスを選択するに当たっては、サービス利用者本人の意思が最大限に尊重されることが求められますが、福祉サービスを必要とする人の中には、高齢や障がいのため判断能力が十分とは言えない人も少なくありません。判断能力が不十分な人たちを支援する成年後見制度や日常生活自立支援事業の必要性が高まっており、行政や関係機関が連携して、成年後見制度や日常生活自立支援事業の適切な利用促進を図るとともに、差別や偏見をなくし、誰もが自分らしい生活を送ることができる地域共生社会を目指します。

また、地域において子どもや高齢者、障がいのある人等に対する虐待、配偶者や内縁関係にある者、交際相手からの暴力（DV）の早期発見や問題解決を図るために、啓発の強化や地域の見守り活動等の推進、虐待の通報義務等について周知を図ります。関係者及び地域とのネットワークを強化し、虐待の早期発見に努め、防止に向けた取組みを推進するとともに、虐待を受けた高齢者や子ども、障がいのある人への保護並びに養護者に対する適切な支援が行われるよう取り組みます。



学齢期からの福祉のこころを育むことのできる環境が必要

（2）地域や社会における福祉教育の推進

一人ひとりの支え合う意識を醸成し、これからの地域共生社会を担う人材を育成していくためには、広報・啓発活動の充実に加え、教育活動の一環としての早い時期からの福祉教育や、互いを理解し、共に生き、共に支え合うための住民同士の交流機会を充実していくことが重要です。

学校、地域、企業、社会福祉施設、市社協、ボランティア団体などと連携し、小・中学生を対象に福祉体験やボランティア活動の学習機会を充実していくほか、大人にもボランティア活動や障がい者の芸術・スポーツ活動への積極的な参加を促すなど、年齢や障がいの有無を超えてふれあえる交流の機会づくりに

努め、積極的に福祉教育を推進します。



年齢や属性にとられない多世代交流事業を開催しましょう

市民の役割

- ・子どもたちの福祉体験やボランティア活動の学習を温かく見守り、できる範囲で支援しましょう。家庭では、子どもたちの感想を聞いて、ほめてあげましょう。
- ・子どもも大人も積極的にボランティア活動や障がい者の芸術・スポーツ活動に参加しましょう。
- ・地域の交流行事に積極的に参加しましょう。地域のことを知ることで、地域への愛着を深め、一人ひとりの支え合いの意識を醸成していきましょう。

地域・事業者の役割

- ・世代間の交流行事を企画し、年齢や障がいの有無を超えてお互いの立場の理解を促しましょう。
- ・身近なボランティアや福祉活動に地域ぐるみで積極的に取り組みましょう。
- ・福祉に関する学びの機会を設けるため、まちづくり出前講座等を活用しましょう。
- ・地域との関わりを深め、積極的に社会貢献活動を推進しましょう。

市社協の役割

- ・日常生活自立支援事業及び成年後見制度の普及・啓発を行います。
- ・地域福祉活動を通して、子どもから大人まで、地域の高齢者や障がい者との交流を図ります。

市の役割

- ・虐待の知識・理解の普及・啓発や相談、通報窓口の周知に努め、ネットワークの構築を図り、権利擁護体制の充実を進めます。
- ・権利擁護への関心を高め、差別や人権侵害を許さない人権意識の醸成を図ります。
- ・日常生活自立支援事業や成年後見制度を周知するとともに、様々な理由で成年後見制度を利用することのできない方については支援を行います。
- ・まちづくり出前講座等の実施により、認知症や障がい特性に対する理解と正しい知識の普及を図り、地域福祉推進の必要性和重要性について意識啓発を行います。
- ・学校、地域、企業、社会福祉施設、市社協、ボランティア団体などと連携した福祉教育の推進を図ります。
- ・地域福祉や権利擁護に関する情報を、広報紙やホームページ等を活用してタイムリーに発信するとともに、SNSを効果的に活用してプッシュ型の広報活動を行います。

施策の柱2 地域福祉を支える人づくり

複雑化・複合化する地域の生活課題を的確に捉えて解決を図っていくためには、地域の福祉関係団体が大きな役割を果たしています。地域福祉を支える担い手の高齢化や雇用年齢の延長などといった動向を踏まえて、団体間の連携を図り、中心となって地域の福祉活動を推進するリーダーやコーディネーターの果たす役割が大切です。地域の福祉活動を地域が自主的かつ継続的に行っていくように、団体間の機能的な連携を図るとともに、人材の育成や確保に積極的に取り組みます。また、今後さらなる少子高齢化が見込まれるなかで、福祉や医療の現場では人材の確保が大きな課題となっており、高岡市に限らず広域的な視点も持ちながら専門人材の育成・確保に努めます。



参加の動機付け（インセンティブ）の視点も検討

（１）地域福祉活動に新たに参加する人材の発掘

市や市社協で実施している教室や養成講座等を通じ、支え合いを实践できる担い手の育成を進めるとともに、修了者の地域福祉活動への参加を推奨するなど、新たな担い手の確保に努めます。また、地域福祉活動により多くの市民が関心を持ち、積極的に参加いただくための誘導促進策を検討していきます。

（２）地域福祉を推進する人材の育成

地域福祉活動を担うリーダーやコーディネーター、専門性の高い人材の育成を図るため、各種の講座・研修会を充実していきます。とりわけ、近年は制度や属性をまたいだ複合的な事案が増えてきていることを踏まえ、関係機関や団体間の有機的な連携を図る内容とします。また、組織の活動を継続的に行うために、世代交代を前提としたリーダーの育成を継続的に実施し、地域福祉活動が円滑に推進する体制づくりを進めます。

（３）介護・福祉・看護の専門人材の育成・確保

少子・高齢社会の進展等により、国民の福祉・看護に対する需要の増大・多様化が見込まれています。加えて、利用者本位の質の高い福祉・看護サービスの提供が求められることから、サービス提供の根幹である福祉・看護人材を育成・確保していくことが極めて重要です。

定住促進の観点から、富山県や呉西6市で広域的に連携し、取り組んでいくことが有効であると考えられます。

市民の役割

- ・市や市社協等で実施する教室や講座等に参加しましょう。
- ・地域における身近な福祉活動に積極的に参加しましょう。
- ・身近な福祉活動の中で協力できる役割があれば誘い合ってやってみましょう。

地域・事業者の役割

- ・地域で福祉活動を推進する組織づくりと活動の役割分担を行いましょ。
- ・企業等は、社会貢献活動を行うなど、地域の福祉活動に参加しやすい制度や雰囲気づくりをしましょ。
- ・企業等も地域福祉の担い手として重要であることから、地域との関わりを深め、より一層の交流・連携を図っていきしょ。

市社協の役割

- ・団塊の世代を含むシニア世代などが、得意分野を生かして活動できる環境づくりを進めます。
- ・地域の関係団体と連携し、地域福祉のコーディネート機能を充実させ、地域福祉を担う人たちが、いきいきと活動を続けられる環境づくりを進めます。
- ・多世代の福祉意識の醸成を図り、地域福祉活動や地域で行われている各種事業の支援に努めます。

市の役割

- ・市社協や各種団体が行うリーダーを養成する講座等の支援を行います。
- ・民生委員制度や活動のPRを行います。
- ・高齢者支援や障がい者支援、子育て支援、健康づくりのためのボランティアやNPO団体の育成を支援するとともに、相互の交流や情報交流を支援します。
- ・県や呉西6市と連携し、介護・福祉・看護の専門人材の育成・確保を図ります。
- ・小中学校で行われている「総合的な学習の時間」の中で福祉教育が取り込まれるよう支援します。



地域福祉の担い手を高齢者に限定せず、若い世代や地域で活動する団体、商店や企業等の多様な主体に働きかけることにより、地域福祉の担い手を増やすことが大切です。

施策の柱3 ボランティア・NPO活動の促進

ボランティア団体やNPOは、公的なサービスで補うことができないニーズに柔軟に対応した活動を展開しています。今後ますます複雑化・複合化する地域生活課題に対し、適切な支援を提供するには、地域、ボランティア、NPOと行政との共創が重要です。地域で実施されている個別の活動や人を把握し、住民に身近な圏域を中心として「人與人」「人と資源」をつなぎ合わせるしくみづくりに取り組みます。

(1) 参加と交流が生まれる環境づくり

様々な住民のボランティア活動への参加を促進し、地域生活課題の解決にボランティアの力を活かすために自分たちの分野以外の活動を促すなど、ボランティアセンターの機能強化を進めます。ボランティアを必要としている人とボランティア活動をしたい人をうまくつなげることが重要であり、市社協では、両者をつなぐコーディネート機能の充実を図ります。

また、社会福祉法人の地域における公益的な取組みの推進や、企業との様々な形での連携を強化し、福祉専門職や福祉分野以外の企業にも地域福祉の担い手としての活躍を促します。

(2) 情報の発信と収集がしやすい環境づくり

福祉のニーズは多様化しており、ボランティア活動やNPO活動に対する期待が高まっています。ボランティア活動やNPO活動には、気軽に参加できる活動から、高齢者、障がい者、子ども等に福祉サービスを提供する専門的な活動まで様々な活動領域があり、こうした活動に意欲ある住民が参加しやすい環境を整える必要があります。

高齢者や障がい者、外国籍市民など、誰もが支障なくアクセスし、情報を容易に得られるよう、表現方法や記載方法に配慮しながら、SNSを活用した効果的なプッシュ型の情報発信を含め、多様な機会や情報媒体を活用した効果的な情報提供に努めます。



ボランティアは自分の関心のあるテーマ、自分にできることから始められるとても身近な活動です。身近にある生活課題に目を向けることで、何が必要とされるかを考えて実施することができる活動です。そうした取組みが、新しいサービスや社会の仕組みを生み出すことにつながる可能性があります。共感できる活動を探してみましょう。

市民の役割

- ・興味のある分野のボランティア活動に積極的に参加しましょう。
- ・身近な人の困りごとを解消するための方法を考えてみましょう。

地域・事業者の役割

- ・ボランティア団体等は、人材の発掘、育成に取り組み、仲間づくりをしましょう。
- ・地域の困りごとを地域で解決するための方法を考えてみましょう。
- ・企業・事業者は、社会貢献活動を推奨しましょう。

市社協の役割



ボランティアセンターの機能強化

- ・ボランティアセンターにおいて、地域生活課題に対応するボランティア人材を養成するために、ボランティア活動を学ぶ・体験するボランティア養成講座を開催し、地域組織とも連携して幅広い呼びかけを行います。
- ・ボランティアなど地域で福祉活動を担う人材の育成やボランティア団体等の支援を行います。
- ・様々な地域福祉活動への関心や参加意識を高めるよう、多様な機会や情報媒体を活用した情報提供に努め、気軽に相談できるしくみを作ります。
- ・ボランティア活動をしたい人とボランティアによる支援を受けたい人のマッチングを行うための、コーディネート機能の充実を図ります。

市の役割

- ・地域福祉活動やボランティア・市民活動の推進に向け、市民から預託された寄付金などを有効活用し、地域福祉活動を行う団体への支援を進めます。
- ・市民が生きがいをもって取り組める活動を支援し、同じ興味を持った仲間同士が集い、楽しめる環境づくりに努めます。
- ・様々なニーズに対応できる活動を進めていくために、福祉施設や学校などとの連携を強化するとともに、これまで地域福祉活動とのつながりのなかった団体や事業者への働きかけに努めます。
- ・市民の交流の情報などを広報紙やホームページ、SNSなどを通じ広く伝えるよう努めます。



基本目標 3 一人ひとりの暮らしを大切に作るしくみをつくろう。
(しくみづくり)

施策の柱 1 福祉サービス・保健事業の充実と適切に利用できる仕組みづくり

あらゆる世代の人が、住み慣れた地域で健康で自立し、安心して生活を送っていくためには、複雑化・複合化する福祉サービスや保健事業へのニーズに柔軟に対応し、一人ひとりにあったサービスや事業を適切に利用できるしくみづくりが重要になります。いつでも気軽に相談することができる体制を整備するとともに、身近な地域で把握された生活課題が、速やかに関係部署につながれるようなしくみづくりに取り組みます。

(1) 福祉サービス・保健事業の充実と適切な利用の促進

制度の縦割りでこれまでは対応しきれなかったいわゆる隙間のニーズにも対応できるようにするなど、福祉サービスや保健事業の内容、実施方法の柔軟な見直しを検討していきます。また、サービス等を必要とする方に必要なサービス等を適切に利用いただくため、各種相談機関等との連携体制の強化に努めます。

(2) 福祉・保健相談窓口での切れ目ない支援の実施

各相談窓口や支援機関において、相談内容を「丸ごと」受け止め、必要な支援機関に「つなぐ」しくみを構築するとともに、複合的な事案については、多機関で課題と支援方針を定め、連携して対応することができる体制を整えます。また、アウトリーチ（訪問支援）による利用者に寄り添った支援を行うことで、これまで支援が届かなかった人や自分でSOSの出せない人と社会をつなげるための体制づくりに努めます。

市民の役割

- ・困ったときは一人で悩まず、まずは身近な人や地域の民生委員に相談してみましょう。
- ・どこでどのような相談が受けられるか、事前に相談窓口を把握しておきましょう。
- ・困っている人を見つけたら、身近な人に相談しましょう。

地域・事業者の役割

- ・身近なふれあいの場を増やし、助け合いの気持ちを根付かせましょう。
- ・誰もが簡単にSOSを発信しやすい環境づくりをしましょう。
- ・支援を必要としている人が抱えている問題について、地域の助け合いによる問題解決にまず取り組みましょう。
- ・地域で解決することのできない問題については、抱え込まずに市につなぎましょう。

市社協の役割

- ・社協だよりやホームページ、各種サービスのパンフレットを充実し、情報を分かりやすく提供します。
- ・校区社協ごとに配置されている福祉活動員や地域福祉コーディネーター（福祉織人）、ボランティアサポーターなどが、地域の身近な相談窓口としての役割が發揮できるように努めます。

市の役割

- ・福祉ガイドやホームページ、各種サービスのパンフレット等は、理解しやすい表現に努めるとともに、高齢者や障がい者にも伝わりやすい情報提供の方法を検討します。
- ・地域福祉の担い手や関係機関の連携を強化するために、研修や情報提供を行い、その活動を支援していきます。

施策の柱2 自立と社会参加を進める体制づくり

全ての人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることのできる地域共生社会を実現するためには、自立と社会参加を進めるための切れ目のない支援が必要です。生活困窮や権利擁護、再犯防止といった今日的課題にも対応できる体制づくりに取り組みます。

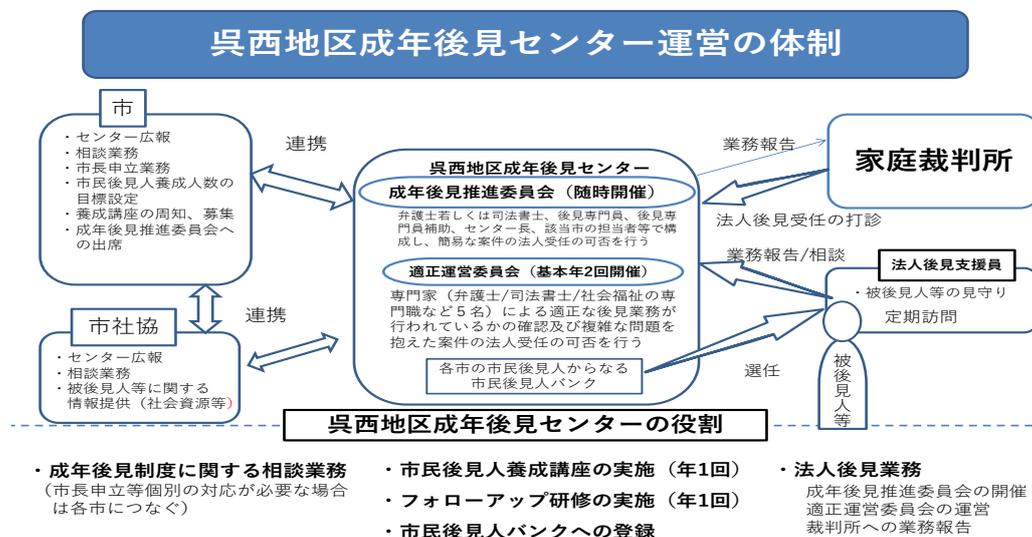
(1) 生活困窮者支援の充実

8050 問題やひきこもり等の複雑化・複合化した事案では、多くのケースで生活困窮者支援が課題となっています。生活困窮者の情報については、近隣住民等の見守り活動をはじめ、あらゆる相談窓口とのネットワークによる早期の把握に努めるとともに、住宅の確保、就労支援、資金貸付等の利用促進などの各種支援策に速やかにつなげられるよう、分野を横断した支援体制の構築を図ります。

(2) 成年後見制度の利用促進に向けた取り組み

成年後見制度は、判断能力が不十分になった高齢者や障がい者が、住み慣れた地域で、地域の人々と支え合いながら、尊厳をもってその人らしい生活を継続するために必要な制度であり、その利用の促進に取り組みます。

令和元年度に市社協に開設した呉西地区成年後見センターを中核機関として、広報・相談・人材育成事業を実施しており、今後は関係機関との連携を取りながら、後見人支援などの機能拡大を図るとともに、意思決定支援、身上監護を重視した成年後見制度の運用ができる体制を構築し、制度利用の促進に取り組みます。



(3) 再犯防止に向けた取組みの推進

再犯防止の推進は、誰もが安心して暮らすことのできる地域共生社会の実現を進め、立ち直ろうとする人を支え、受け入れることのできる地域社会の実現に必要なため、地域福祉計画の推進施策と一体的に取り組みます。

犯罪や非行を防止し、立ち直りを支援する「社会を明るくする運動」などの取組みについて、広く市民の関心を高めるための周知活動に取り組むとともに、高岡市更生保護サポートセンターをはじめとする関係機関と連携を図りながら、支援を必要とする対象者に適切なサービス等が提供できる支援体制を構築します。

① 更生保護に関わる団体の支援と関係機関の連携強化

更生保護に携わる保護司会、更生保護女性会やBBS会などの活動を支援するとともに、刑事・司法関係機関と医療・福祉関係機関との連携により、必要な支援へ結びつけることで安定した生活を実現し、再犯の防止へとつなぎます。

② 社会を明るくする運動の推進

更生保護に携わる団体、自治会、民生委員、青少年の育成に関わる団体、警察、教育委員会等と連携しつつ、7月の強化月間を中心に、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人達の更生について理解を深め、犯罪や非行のない社会を築こうとする「社会を明るくする運動」を推進します。

③ 福祉サービス等の支援を必要とする人への支援体制構築

犯罪をした高齢者や障がい者等が、地域で孤立したり取り残されたりすることなく必要な福祉サービスや生活困窮者支援が受けられるよう、富山県地域生活定着支援センターや富山養得園、相談支援事業所、サービス事業所などの関係機関との支援関係を構築します。



富山県再犯防止推進計画によると、令和元年の刑法犯罪認知件数は4,508件と18年連続で減少している一方で、再犯率は4割台となっており、再犯防止が課題となっています。『安全で安心して暮らせる とやま型地域共生社会』を目標とした施策を推進します。



法務省が定める更生保護のマスコット ホゴちゃん
立ち直ろうとしている人をいつも温かく見守り、犯罪や非行のない幸せな社会を願う心優しいペンギンです。
ペンギンは飛べないから飛行できない。だから非行もしない。
胸には、「生きる」マークがついている。

悩みや問題を抱える人が、いつでも気軽に相談することができる場所があり、相談先が異なっても支援機関の連携により適切な支援機関につながるいわばマルチアクセス型の相談体制と地域で課題解決を図る仕組みを充実するとともに複雑化・複合化した課題については、行政と関係機関が課題を丸ごと受け止め多機関とのネットワークにより解決に導く、包括的で重層的な相談・支援体制の強化に努め、誰一人として取り残されることのない高岡市ならではの地域共生社会を目指します。



マルチアクセスで課題を受け止め、ネットワークで解決を図る。

(1) 第3層（概ね小学校区）の取組み

－住民主体で生活課題を把握し、解決を試みる体制づくり－

市内27地区の「高岡あっさり福祉ネット」を基盤として、ケアネット活動や避難行動要支援者の把握などを通じて、支援が必要な人を民生委員や自治会、ボランティア、地域住民が協力し、地域ぐるみで見守り・支える体制づくりを推進します。また、地域の困りごとや様々な生活課題を把握し、解決を試みる体制づくりが大切です。地域住民同士で話し合うことが、地域の福祉活動を進めるうえで大変重要なことから、地域福祉コーディネーター（福祉織人）を中心に地域の課題についての共有や話し合いの場を充実します。

(2) 第2層（概ね中学校区）の取組み

－地域と専門機関をつなぐ相談対応力の強化－

第3層の身近な地域における支援だけでは対応できない複雑なケースは、より専門的で効果的な支援が受けられるよう、「あっさりライフ支援システム」の福祉サービス機関や専門機関につながります。第3層の地域福祉コーディネーター（福祉織人）と第2層の生活支援コーディネーターが地域と専門機関のつなぎ役となります。日頃から、地域住民が安心して見守り活動等に取り組めるよう、専門機関が連携して地域活動を支える体制を整えます。「高岡あっさり福祉ネット」と「あっさりライフ支援システム」の連携により、マルチアクセス型で課題を把握する体制を充実します。

(3) 第1層（全市レベル）の取組み

－複雑化・複合化するニーズに対応する相談・支援機能の充実－

解決すべき課題がいくつもある複雑化したケースや、8050問題やダブルケアなど課題が複数の分野にまたがる複合化したケースなど、従来の縦割りの制

度では対応しきれない課題が増えています。

こうした世帯の課題に対し、「高岡あっさり福祉ネット」や「あっさりライフ支援システム」と連携して「丸ごと」受け止めるとともに、行政や多機関がネットワークを形成することにより、包括的で重層的な相談・支援が可能となる体制の強化に努めます。

市民の役割

- ・ 地域社会の一員として、できるだけ地域のことに関心を持ちましょう。
- ・ 福祉に関する行政サービスの情報収集をしておきましょう。
- ・ 困ったときにはあきらめず、一人で抱え込まず、誰かに声をかけましょう。

地域・事業者の役割

- ・ 「高岡あっさり福祉ネット」の活動を通して地域の生活課題を共有し、解決に向けて力を出し合いましょう。
- ・ 地域で解決の難しい問題は、速やかに専門機関に相談しましょう。
- ・ 企業は、自ら地域社会の構成員として、地域の生活課題解決に向けた取組みに協力していきましょう。

市社協の役割

- ・ 福祉活動員など地域の担い手に必要な知識と技術を習得するため、研修を行います。
- ・ 地域の福祉活動を支援するコーディネート機能の充実を目指し、地域への働きかけを行います。
- ・ 「高岡あっさり福祉ネット」を通じて、地域の生活課題やニーズの把握を行い、市や地域と連携して解決に取り組みます。

市の役割

- ・ 市社協や地域と連携して地域の生活課題やニーズの把握と解決に努めます。
- ・ 全市的に地域福祉を推進するため、地域・市社協・行政による共創と連携のしくみの構築を目指します。
- ・ 「あっさり福祉ネット」や「あっさりライフ支援システム」と連携し、複合的な課題も「丸ごと」受け止めるとともに、包括的で重層的な相談・支援体制を強化して、速やかに関係部署と調整して専門機関や地域との連携による適切な対応を図ります。
- ・ 地域福祉活動の核となる、地域福祉コーディネーター（福祉織人）と福祉活動員の活動を支援するための体制づくりに取り組みます。

施策の柱4 高岡型地域福祉ネットワークの推進

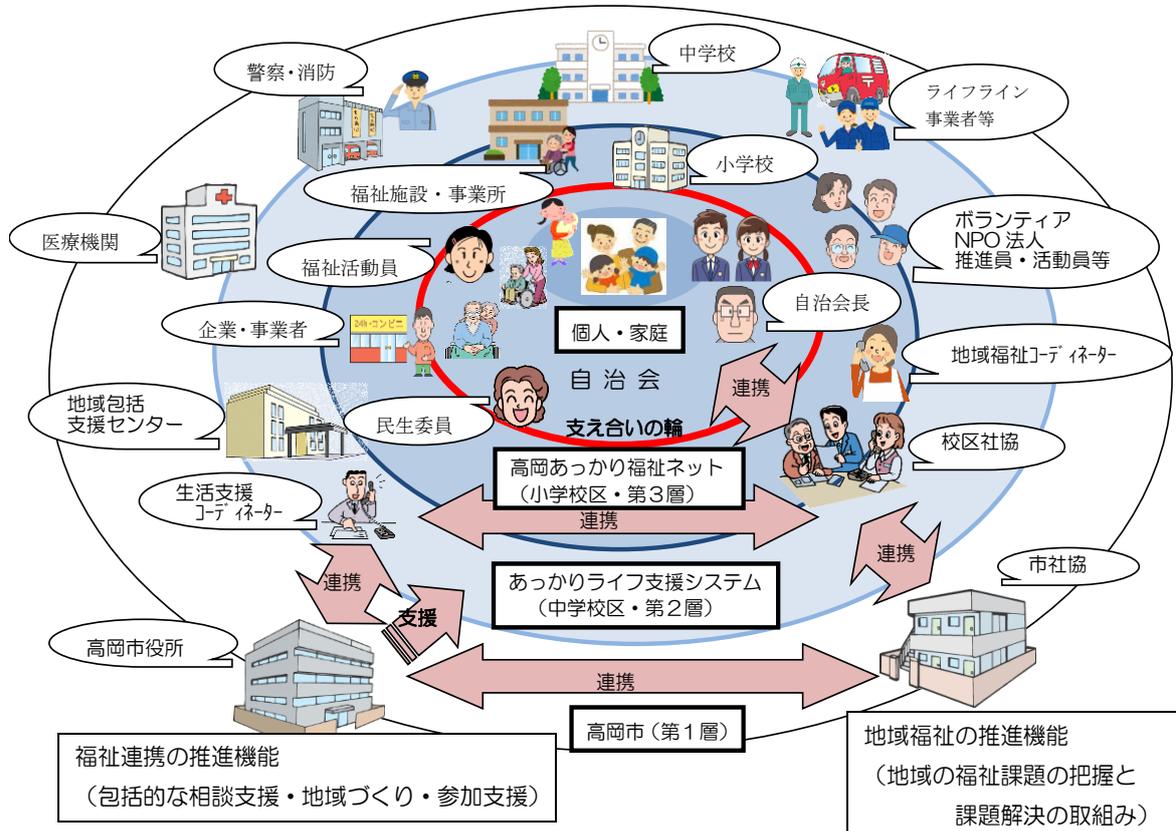
地域で安心して暮らし続けるためには、住民が主体的に地域づくりに携わることが重要ですが、複雑・複合化した地域生活課題に対応するためには、地域の関係者がそれぞれの持つ力を持ち寄り、ネットワークで解決するしくみが必要です。

日頃は、民生委員、福祉活動員、自治会などによる支え合いの輪により、地域生活課題を把握し、生活上の見守り活動などを行います。それだけでは解決できない課題は、概ね小学校区単位の「あっさり福祉ネット」につなぎ、より多くの地域の福祉人材等による支援へとつなげます。

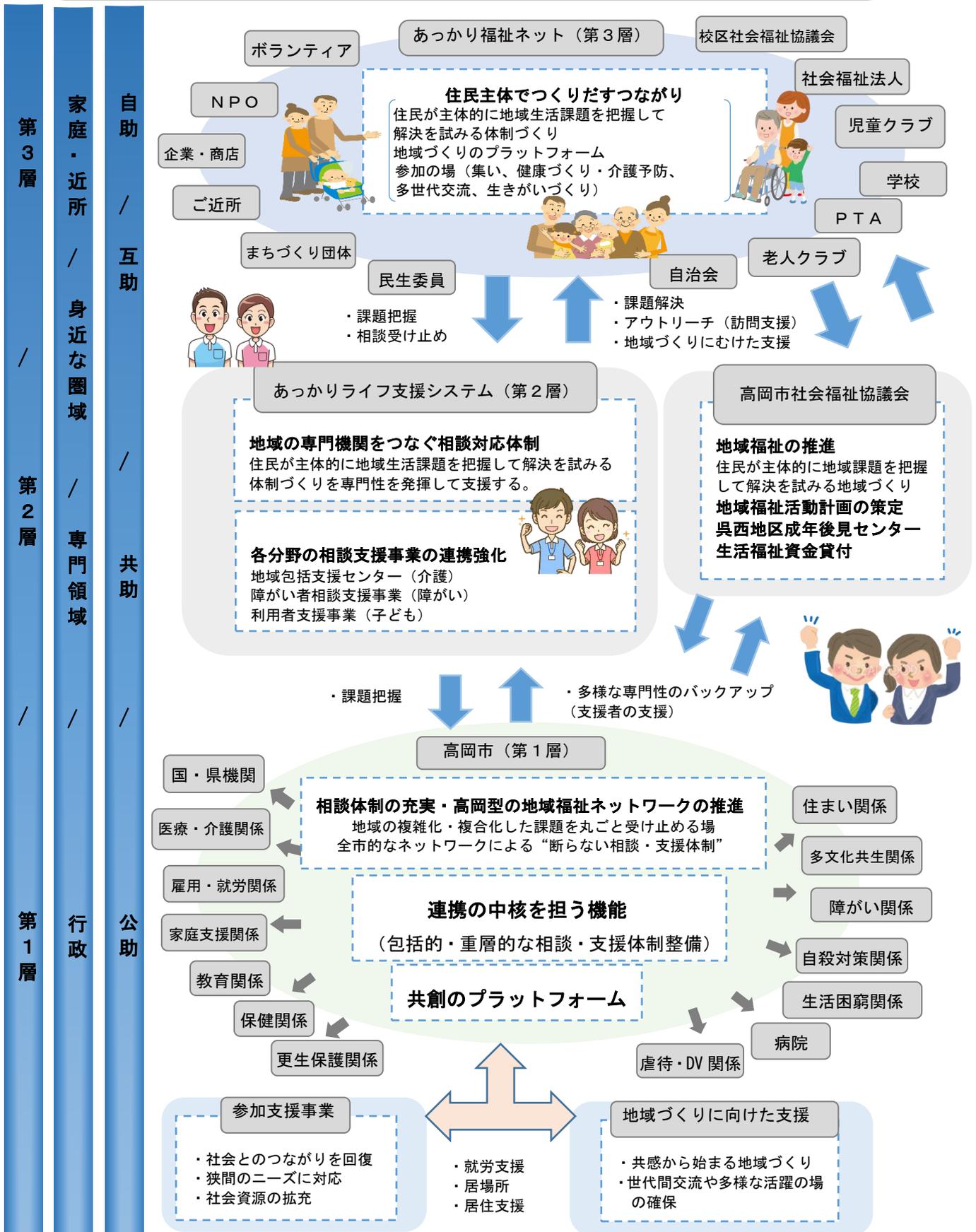
さらに専門的な支援を必要とする場合は、「あっさり福祉ネット」の地域福祉コーディネーター（福祉織人）を中心に地域包括支援センターの生活支援コーディネーターなどと連携し、概ね中学校区単位の「あっさりライフ支援システム」につなぎ、専門的な視点で必要な人に必要な支援を迅速かつ適切に提供して課題解決を目指します。

ここでも解決が困難な課題は、生活支援コーディネーターなどを通して行政につなぎます。行政は、「あっさり福祉ネット」や「あっさりライフ支援システム」の関係者と協力しながら、必要に応じてハローワークや厚生センター、児童相談所などの国・県の専門機関とも連携して、解決の道を探ります。

<地域で支え合う体制づくりの推進イメージ>



地域共生社会の実現に向けた高岡型の包括的で重層的な相談・支援体制イメージ図
 ＝マルチアクセスで課題を丸ごと受け止め、重層的なネットワークで解決する＝



第4章 計画の推進

1) 計画の推進体制

(1) 計画の普及啓発

市民と市政、ホームページなどにより本計画を公表し、周知を図ります。

また、まちづくり出前講座や研修会等による普及啓発を行うとともに、地域での住民懇談会等の機会をとらえて周知を図ります。

(2) 計画の進め方

本計画は、基本理念である「みんなで支え合い、みんなが『あっさり』して生活できる地域共生社会を目指して」の実現を目指して、市と市社協との連携のもと、市民、地域、事業者等と連携・協力し、それぞれの役割を果たしながら取り組んでいくものです。

計画の推進に当たっては、地域福祉の担い手である市民の主体性を最大限に尊重し、地域福祉の取組みを進めていきます。

◇期待される市民の役割

一人ひとりの力が地域福祉の向上につながるという意識を持つことが大切です。地域福祉を推進していくためには、市民が積極的に地域福祉活動に参加していくことが重要です。地域での助け合い、支え合いの関係を作っていくとともに、地域生活課題を自らの問題として受け止め、地域福祉の担い手として、見守りや声かけなど、自分がすぐにでも取組めることから、具体的な地域福祉活動へつなげていくことが期待されます。

ボランティア活動への積極的な参加、福祉に関する取組みに対して関心を持つことなど一人ひとりの小さな行動が地域に広がり、積み重なることで高岡市全体の福祉力の高まりにもつながります。

◇期待される地域団体等の役割

自分自身が暮らす地域は、最も身近なつながりを築くことができます。

身近な地域で活動する自治会や地区社協、老人クラブ、市民活動を行う団体、さまざまな事業を展開するNPO法人等、多くの団体が地域での福祉活動に取り組んでいます。SNS等を活用して地域住民への積極的な情報発信を行うとともに、団体間における交流や市社協との一層の連携強化が望まれます。

また、日頃から地域住民が互いに協力して、地域の絆を育み、見守りや災害時等にも支え合えるよう、地域の力を強化する取組みが求められています。

◇期待される事業者の役割

地域の事業者には、その専門的な知識や経験を活かして、福祉的な視点やサービスの提供で問題を解決することが求められています。独自の社会貢献活動などを行っている地域の商店や事業所もあるため、さらに地域と連携した取組みを増やし、支援の輪を広げていくことが期待されています。

また、平成28年の改正社会福祉法においては、社会福祉法人に対する「地域における公益的な取組みを実施する責務」が規定されました。このことから、社会福祉法人は公益性の高い法人として、地域住民のつながりを強化する取組みや将来的に支援を必要とする可能性の高い人への予防的な支援など、福祉制度の枠組みにとらわれず、地域社会に貢献していくことが求められています。

◇市社協の役割

市社協が策定する地域福祉活動計画とこの地域福祉計画とが連携して、具体的な活動を企画・立案し実施します。市社協は、地域福祉の推進機能を担う組織として、市と共に、自治会、地区社協、民生委員、ボランティアやNPO、福祉施設等との連携をさらに深め、計画を推進していきます。地域福祉活動への助言・指導や普及啓発を行うことで、地域の福祉力の向上に努めます。

また、地域福祉活動を実践するボランティアや地区社協役員の育成、資質向上を図るとともに、新たな地域福祉活動の担い手を発掘するため、講座や事業等を実施します。

◇市の役割

地域福祉の推進に当たり、市民福祉の向上を目指して、福祉施策を効率的・効果的かつ総合的に推進し、公的な福祉サービスを適切に運営していく責務と役割があります。

市の全庁的な体制のもと、横断的な視点で各事業を実施するとともに、市社協や地域で福祉活動を行う関係団体等と連携・協力を図りながら、計画を推進していきます。

さらに、市民の地域福祉活動への参加を促すため、参加機会の提供の充実に努めるとともに、福祉、保健、教育、就労、住宅などの各関係機関とのネットワーク化を図り、総合的な相談支援体制の強化を図ります。

② 計画の進行管理

高岡市では、高齢者、障がい者、子どもをはじめ全ての市民が、安全で快適に暮らすことができる福祉社会の実現を目指し、福祉のまちづくりの推進に関する施策を調査検討するため、学識経験者、障がい者などの福祉団体や産業・労働団体の代表者、教育関係者などによる「高岡市福祉のまちづくり推進委員会」を平成 11 年に設置しています。

本計画と福祉・保健分野に係る個別計画が整合性を図りながら、地域において横断的、総合的に地域福祉を推進する上で、「高岡市福祉のまちづくり推進委員会」において引き続きこの計画の進行管理を行っていきます。

参 考 資 料

高岡市地域福祉計画の策定経過

開 催 日	会 議 等	検 討 内 容
令和2年3月24日	第1回 高岡市福祉のまちづくり 推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・策定方針 ・策定スケジュールについて
令和2年7月～	庁内ワーキングの開催	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の担い手や事業の見える化 ・団体ヒアリングについて ・地域福祉計画素案作成について
令和2年7月～10月	福祉関係団体ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> ・郵送によるヒアリングシート の回収 ・直接ヒアリングの実施 (地域包括支援センター11か所)
令和2年10月	策定作業中間報告	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉のまちづくり推進委員会委員 に、郵送により報告 骨子(案)について
令和2年11月10日	第2回 高岡市福祉のまちづくり 推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画(案)について
令和2年12月25日 ～令和3年1月22日	パブリックコメントの 実施	
令和3年2月17日	第3回 高岡市福祉のまちづくり 推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画(最終案)について

高岡市福祉のまちづくり推進委員会規則

平成27年3月31日

規則第18号

(趣旨)

第1条 この規則は、高岡市附属機関に関する条例(平成17年高岡市条例第19号)第4条の規定に基づき、高岡市福祉のまちづくり推進委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員は、福祉のまちづくりの推進に関し識験を有する者のうちから市長が委嘱する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(組織)

第4条 委員会は、委員30人以内をもって組織する。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。
- 4 会長は、委員会を総括する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、会長が招集する。ただし、委員の委嘱後最初の会議は、市長が招集する。

- 2 会長は、市長の要求があったときは、委員会を招集しなければならない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して会議に出席を求め、その意見を聴くことができる。

(専門部会)

第8条 委員会に、必要に応じ専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

2 部会は、会長の指名する委員をもって組織する。

3 部会は、委員会が付託した事項について研究審議し、その結果を委員会に報告する。

4 部会に部会長を置き、部会長は、会長の指名によるものとする。

5 部会長は、必要に応じ部会を招集し、会議の議長となる。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

高岡市福祉のまちづくり推進委員会委員名簿

令和2年10月1日現在

区 分	氏 名	役 職 名
学識経験者 (4名)	宮田 伸朗	富山短期大学学長
	炭谷 靖子	富山福祉短期大学学長
	高倉 史人	高岡法科大学教授
	鷹西 恒	富山福祉短期大学教授
保健・医療・福祉関係 (13名)	守田 万寿夫	高岡厚生センター所長
	神島 健二	高岡市手をつなぐ育成会会長
	青木 美保子	高岡市男女平等推進センター活動登録 団体ネットワーク(Eネット)代表
	中尾 啓子	高岡市ヘルスポランテニア協議会会長
	新納 耕一	高岡市社会福祉協議会副会長
	松原 亨	高岡市民生委員児童委員協議会副会長
	南 真理子	高岡市保育所連盟副会長(若葉保育園)
	京紺 外志美	高岡市身体障害者協会会長
	増井 俊一	高岡市連合自治会理事
	島田 通子	高岡地域精神障害者家族会あしつき会会長
	高桑 陸雄	高岡市老人クラブ連合会副会長
	米澤 陽子	地域女性ネット高岡副会長
	吉田 耕司郎	高岡市医師会理事
建築関係(1名)	林 芳宏	富山県建築士会高岡支部長
産業・労働関係 (3名)	桑山 比呂志	連合富山高岡地域協議会事務局次長
	大谷 彰郎	高岡市商店街連盟事務局長
	柴田 一則	高岡商工会議所理事・事務局長
教育関係 (2名)	沢武 淳一	高岡支援学校長
	白江 日呂雄	南星中学校長

用語集

※ページ数は初出を表します。

【あ行】

あっかりライフ支援システム P7

小学校区を単位としているあっかり福祉ネットワーク推進事業と連携し、住民主体の地域づくりをさらに推進させるために、日常生活圏域(概ね中学校区)を単位とし、小学校区ごとに把握した地域課題に対し、医療や専門職による介護等の福祉サービスを包括的に提供し高齢者支援を行う一連のしくみのことです。

委託相談支援事業所 P2

市からの委託を受けて、障がい者やその保護者、介護者からの相談に応じ、必要な情報を提供するなど、権利擁護のための援助を行う事業所です。

【か行】

環境保健衛生協会員 P19

豊かで快適な生活環境の整備を進め、環境保健衛生の重要性を強調し、暮らしの中に健康を守る意識を定着させつつ、市との連携のもとに自主的な環境保健衛生活動を推進しています。

ケアネット活動 P24

おおむね小学校区を単位として、健康や生活に不安のある人、介護・子育てに悩んでいる人、孤独を感じている人、孤立している人などを、地域の住民が2～3人のチームを作って、できる範囲で見守り・声かけなどの生活支援をしています。

健康寿命 P13

一生涯のうち、健康で自立して生活できる期間のことです。また、平均寿命と健康寿命の差の期間を「不健康期間」といいます。

権利擁護 P20

高齢者や障がい者など自分の権利を表明することが困難な人の代わりに、代理人が権利を表明したり、人権等の権利の保護を行ったりすることです。

更生保護活動 P8

犯罪をした人や非行のある少年を社会の中で適切に処遇することにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、これらの人たちが自立し改善更生することを助けることで、社会を保護し、個人と公共の福祉を増進しようとする活動のことです。

更生保護女性会 P39

犯罪や非行のない明るい地域社会の実現に寄与することを目的として、地域の犯罪予防活動と犯罪をした人や非行のある少年の更生支援活動を行う女性ボランティア団体です。青少年の健全育成と更生を図るミニ集会の実施、保護観察対象者の社会参加活動への協力などの活動を展開しています。

子育て支援センター P2

市が開設する地域の子育て支援の拠点です。子育て家庭に対する育児不安等への相談・指導や子育てサークル・子育て支援ボランティアの育成支援、子育て情報の収集や提供を行っています。

こども食堂 P28

食事その他の生活環境が十分でない子どもに、無料又は材料費の実費程度の定額により栄養バランスの取れた食事の提供を行う取組みです。

【さ行】

災害救援ボランティア本部 P27

災害時、被災者ニーズを的確に把握し、対応するための組織です。市の災害対策本部と連携し、必要な情報収集や連絡調整をするほか、運営スタッフ等が活動できる体制や県内外から救援に駆け付けるボランティアの受入れ体制を構築するなどコーディネート機能を担っています。

自主防災組織 P26

日ごろから災害に備えるとともに災害時には被害を最小限に抑え、その拡大を防止すること、及び避難誘導・救出救護等を行うことを目的として、自治会等を単位に自主的に結成する組織として市長の認定を受けたものです。

市民後見人バンク P38

呉西地区成年後見センターで実施する「市民後見人養成講座」を修了した人が当該センターで市民後見人として活動するための登録制度です。市民後見人は、法人後見支援員として被後見人の定期訪問や見守り等の活動を行います。

市民後見人養成講座 P38

判断能力が十分でない人に対する後見活動の充実を図ることを目的とした講座で、成年後見制度に関する基礎的理念や知識を習

得するために呉西地区成年後見センターが実施しています。

主任児童委員 P19

児童福祉関係機関との連絡調整や地区を担当する児童委員に対する協力、援助活動など児童福祉に関する事項のみを担当し、児童委員と一体となって活動をします。平成6年1月から設置されました。

食生活改善推進員 P19

市が実施する「食生活改善推進員養成講座」を修了後、市民の健康の保持増進や生活習慣病予防を推進するために、正しい食生活の普及を図り、「食育」の輪を家庭・地域に広げていくことを目的として、健康づくりのボランティア活動を行っている人です。

生活困窮者 P2

現在は生活保護を受給していないが、生活保護に至るおそれがある人で、仕事や住まいなどを支援することで自立が見込まれる人をいいます。

成年後見制度 P2

認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない人の財産管理や日常生活での様々な契約などを支援する制度です。後見人、保佐人等が利用者本人に代わって契約を行うなど、本人を保護し、援助します。家庭裁判所が成年後見人などを選任する「法定後見」と判断能力が不十分な状況になったときに備えてあらかじめ本人が任意後見人を選ぶ「任意後見」とがあります。

【た行】

高岡あっさり福祉ネット P7

市民にとって身近で日常生活上の活動範囲である小学校区を圏域として、地域における多様な福祉・生活課題を解決するために、地域包括支援センター、自治会、市社協、民生委員、福祉活動員、高齢福祉推進員等が、それぞれの役割と地域の特色を活かしながら連携し、共に支え合う地域福祉ネットワークのことで。

高岡市健康づくり推進懇話会 P8

地域健康づくり推進懇話会の代表者と健康づくりボランティア団体等の代表者（母子保健推進員協議会、食生活改善推進協議会、ヘルスボランティア協議会、環境保健衛生協会、地域女性ネット高岡）で組織し、各団体の相互交流を図り連携のとれた健康づくり活動ができるよう支援するため、会議や研修会の開催などを行っています。

高岡市更生保護サポートセンター P39

保護司会が市や保護観察所などの関係機関と連携しながら、更生保護活動を行うための拠点です。

高岡市福祉のまちづくり条例 P6

市が富山県内に先駆けて制定した条例平成10年4月1日から全面施行しました。病院、飲食店、社会福祉施設等の生活・都市施設については、新築又は増改築する際に、高齢者や障がい者をはじめ誰もが利用しやすく整備することを義務づけており、生活・都市施設のうち、一定規模以上のものは「特定生活・都市施設」として、新築又は増改築する際に、届出が必要となっています。

ダブルケア P1

「子育て」と「親や親族の介護」の時期が重なり、両方を並行して担わなければならない状態のことです。ダブルケアを行う人の身体的・精神的負担が大きくなるため、日本において大きな社会問題となっています。

地域活動支援センター P2

障がい者に創作的活動・生産活動の機会を提供することにより、地域社会との交流を促進し、自立した生活を支援する施設です。

地域健康づくり推進懇話会 P8

市内28地域にあり、母子保健推進員、食生活改善推進員、ヘルスボランティア、環境保健衛生協会、自治会などから推薦された健康づくり推進員で構成されています。地域の健康課題について話し合い、様々な団体や人とつながりながら、地域の特性を活かした健康づくり活動に取り組んでいます。

地域包括ケアシステム P1

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができる医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供されるしくみのことです。

地域包括支援センター P2

高齢者の身近な相談窓口として、総合相談業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント業務、介護予防ケアマネジメント業務を行っています。

地域福祉コーディネーター（福祉職人「ふくしおりびと」） P19

おおむね小学校区のエリア（第3層）のあつまり福祉ネットの推進役です。身近な地域において、複合的な課題にも対応しながら支え合いの地域づくりを推進するため住民と地域の福祉関係者や団体、行政等の連絡調整役を担います。地域の課題を包括的に把握し、校区社協を単位とする27地区で策定が進められている「地域福祉活動計画」の推進役を果たします。

デジタルトランスフォーメーション（DX：Digital Transformation） P29

「進化し続けるデジタル技術を人々の生活に浸透させることで、その生活をより豊かなものへと変換すること。」経済産業省は、「企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。」と定義しました。

富山県地域生活定着支援センター P39

矯正施設（刑務所や少年院）を退所した人のうち、高齢又は障がいがあるために福祉的な支援を必要とする人について、退所後直ちに福祉サービス（障害者手帳の発給、社会福祉施設への入所など）につなげるための準備を保護観察所と共同して進める施設です。済生会富山病院内に設置されています。

富山養得園 P39

矯正施設（刑務所や少年院）を退所した人の

うち、身元引き受けがなく保護を必要とする人に宿泊場所や食事の提供とともに、就職指導や社会適応のために必要な生活指導を行うなどして、円滑な社会復帰を手助けする更生保護施設です。富山養得園では、規制薬物等に対する依存を改善するための専門的な援助も行っています。

【な行】

日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業） P30

判断能力が十分でない人の福祉サービスの利用相談、定期訪問、金銭管理サービス等を市社協で行っています。

【は行】

ハザードマップ P27

被災想定区域や被災規模、指定緊急避難場所等の防災関係施設の位置などを表示した地図のことです。河川の氾濫を想定したもの、土砂災害の警戒区域等を示したもの、地震による被害を想定したもの、津波による想定区域を示したものなどがあります。

バリアフリー化 P6

人々が社会生活をする上での物理的、社会的、制度的、心理的な全ての障壁を取り除くとともに、新しいバリアを作らないという考え方です。平成30年11月に施行された改正「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」では、「共生社会の実現」と「社会的障壁の除去」を基本理念に掲げ、バリアフリーのまちづくりに向けた一層の取組みの推進が定められています。

避難行動要支援者名簿 P24

災害時の避難に際して支援を必要とする人を把握するため、市が災害対策基本法に基づき、作成する名簿です。

この名簿は、要配慮者の申出又は自治体が保有する情報に基づき登載され、個人情報に関する同意の取得状況に応じ、避難支援等関係者との間で名簿情報が共有されます。

福祉活動員 P19

自治会からの推薦のもと、校区社会福祉協議会長から委嘱され、おおよそ 50 世帯に 1 人の割合で市内全域に配置されています。主な役割は、福祉問題の発見、福祉情報の伝達、近隣の協力者の開拓、近隣と当事者をつなげる、当事者の仲間づくり、社協事業への協力等です。

福祉避難所 P26

障がいの程度や心身の健康状態などから考慮して、避難所生活が困難と判断した場合に、必要性の高い人から優先的に移送する二次的な避難所のことをいいます。

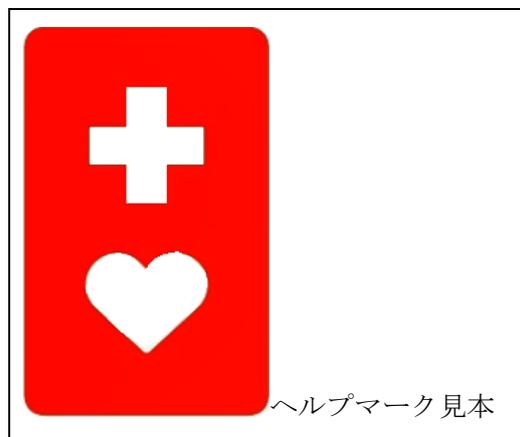
ヘルスポランティア P19

市が実施する「高岡市ヘルスポランティア養成講座」を修了後、市民の健康の保持増進や疾病予防を推進するために、運動普及など地域での健康づくり活動をしています。

ヘルプマーク P27

義足や人工関節を使用している人、内部障がいや難病の人、妊娠初期の人など外見から分からなくても援助や配慮を必要としている人々が、周囲に配慮を必要としている

ことを知らせることで、援助を得やすくなるよう作成されたマークです。



法人後見 P38

社会福祉法人や社団法人、NPO 法人などの法人団体が成年後見人、保佐人又は補助人になり、親族等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が十分でない人の保佐・支援を行うことをいいます。

保護司会 P8

犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティアである保護司が加入する組織です。保護司会では、研修、犯罪予防活動、関係機関との連絡調整、広報活動などの組織的な活動を行っています。

母子保健推進員 P19

地域における母子保健の一層の向上を図るため、市長が委嘱し、乳幼児家庭の子育てを応援する活動を推進しています。

防災行政無線 P27

屋外拡声スピーカーや戸別受信機を介して市町村から住民等に対して防災上情報等を伝達するシステムです。

【ま行】

まちづくり出前講座 P31

市職員が講師となり、市民、団体からの依頼によって指定の会場に出向き、事業説明等の講座を開設しています。

民生委員・児童委員 P19

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、地域の見守り役、身近な相談相手として地域福祉を担うボランティアであり、「児童委員」を兼ねています。

地域住民に福祉の制度やサービスをお知らせするとともに、必要な支援、専門機関への「つなぎ役」を担っています。

民生委員児童委員協議会 P25

民生委員・児童委員が連携・協力し合うことにより職務を機能的かつ効果的に遂行するとともに、その職務に関して必要な知識及び技術の修得することを目的として組織されています。各地区で組織される協議会は一般的に「地区民児協」と呼ばれ、高岡市では、24の地区民児協が活動しています。

【や行】

ゆずりあいパーキング（富山県ゆずりあいパーキング利用証制度） P27

歩行の困難な人が障がい者専用駐車場を円滑に優先利用できるように、公共施設や商業施設に協力駐車区画を設置・表示しています。また、その区画の優先利用の対象となる人を示す利用証を県が交付します。



ユニバーサルデザイン P26

建築物や製品等について、身体の障がいや年齢など個人差に関係なく、初めから誰もが使いやすいように考慮されたデザインのことです。

要配慮者 P20

高齢者、障がい者、乳幼児その他の災害時特に配慮を要する人をいいます。

【英字・数字】

BBS 会 (Big Brothers and Sisters Movement) P39

「兄」や「姉」のような身近な存在として、少年たちと一緒に悩み、一緒に学び、一緒に楽しむ青年ボランティア団体です。非行少年等の「ともだち」となってその成長や自立を支援する「ともだち活動」のほか、地域に根ざした非行防止活動やグループワーク、保護観察対象者の社会貢献活動・社会参加活動等への協力を行っています。

NPO(Non-Profit Organization 又は Not-for-Profit Organization) P20

様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称です。このうち、特定非営利活動促進法により法人格を取得した法人を「NPO 法人（特定非営利活動法人）」といいます。

SNS (Social Networking Service) P29

登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスです。友人同士や、同じ趣味を持つ人同士が集まったり、近隣地域の住民が集まったりと、ある程度閉ざされた世界にすることで、密接な利用者間のコミュニケーションを可能にしています。

8050 問題（「はちまる・ごうまる」） P1

若者の引きこもりが長期化することに伴い、親も高齢となることで発生する収入や介護に関する問題。80 代の親と 50 代の子の親子関係で見受けられることから「8050 問題」と呼ばれています。

高岡地域共生あっかりプラン
(第3期高岡市地域福祉計画)
令和3年3月発行

高岡市福祉保健部 社会福祉課
〒933-8601 高岡市広小路7番50号
電話 0766-20-1370